



に不安と混乱が起きる情勢であるとい  
うのは、どういうような事情である  
か、お聞きしたいのです。

○里見公道人　ただいま申し上げます  
るよう、これは宗教界といたしまし  
ては、こう三年來の懸案になつております

ます。それで毎回この法案が提出せら  
れるであろうということを一般は予期  
をいたしておつたのであります。今

○若林委員長代理 里見達雄君に對する質疑はございませんか。——では、ありがとうございました。

この際お詰りをいたします。日本天主公教団司祭長江蕙君を公述人に指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」と認め

まして、さよう決しました。

○藤川公述人 私は藤川卓郎でございす。

ます。職業は教文館社長兼弁護士であります。新教のキリスト教——プロテ

スタントの方を代表して申し上げます。

結論は條件付賛成でございます。條件と申しますのは、第一には法案第八

十四條に対する修正であります。第八  
十四條には「国及び公共団体の機関

は、宗教法人に対する公租公課に關係がある法令を制定し、若しくは改廃

し、又はその賦課徵收に關し境内建物、境内地その他の宗教法人の財産の

範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に

基く調査、検査その他の行為をする場

合においては、宗教法人の宗教上の特  
性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨

「……」と、さすがに、アーヴィングは、思わず、口を塞がれてしまう。

方に「信教の自由」という文字がござ  
いますが、その次に「平等」という  
字を入れていただきたいという趣旨で  
あります。條文の訂正の仕方はほかに

もあるかと思ひますが、趣旨はそういう趣旨であります。最後の方は「特に留意し、その取扱いは公平でなければならない」と入れてもいいのであります。何ゆえに「平等」という文字を挿入しなければならないかという意味は、これは憲法第二十條に「信教の自由」という言葉がございまして、その後段には甲の宗教と乙の宗教を区別する特權的なことをやつてはいかんという規定がございますが、この「自由」の中には必ずしも平等が入っていないのであります。平等が入つておりますならば、この憲法第二十條の後段の規定もいらないし、また憲法第十二條の趣旨から申しましても、信教の自由の中には必ずしも常に平等は入つていな。その意味は、信教の自由と申しますと、個人々々の心の問題であります。ところがここに私が申します平等とは、甲の宗教と乙の宗教とを區別しないといふ趣旨でありますので、その意味の規定を挿入する必要がありまます。從来御承知の通りにわが国におきましては、いろ／＼な事情からいたしまして、キリスト教は戦前において仏教並びに神道などと同一に取扱われてゐなかつたのであります。宗教団体法ができまするまでは区別せられておりました。その長い間の日本の官吏と申しますか、一般の取扱者の考え方がなお残つております。ただいま時間の関係上寒例は申し上げませんが、実は私たをしておりまして、いろ／＼な扱いを来てきましたが、国家の官吏中キリスト教に対する理解のない者が現在で相当多いのであります。つまり仏教、神道に比較して不利益な立場にあ

りますので、この第十四條は注意的な親切な規定でありますから、平等の親切を——キリスト教に対する親切という字を入れることによって、もう一步進めて、キリスト教に対する親切と、語弊があるかもしれません、その親切を表わしていただきたいという意味であります。

次には第三條で、第三條は境内地の範囲あるいは境内建物の範囲の問題であります。從来歴史のある教派、宗派、あるいは神社、仏閣、寺院というようなものは、広い境内地を持つておりますが、それに対する保護規定であります。これは神社仏閣だけではなく、キリスト教もそうでありますけれども、キリスト教は比較的新しい宗教でござりますから、新しい伝道地をどんどん広げて行つてゐるのです。私は現在たくさんものを取扱つておりますが、アメリカから最近大きな教派が、中国の伝道ができなくなりまして日本に入つて参りました。それらの関係で、私が取扱つてゐるだけでも相當ございますが、そういうものに對して、境内地あるいは境内建物といふ趣旨を広げて、第三條の終りの方に「宗教法人が新たに取得した建物又はその土地で、前項各号の一に該当する建物又は土地であることについて所轄廳の証明があるものは、当該宗教法人の境内建物又は境内地とする。しかし、当該建物又は土地が、前項各号の一に該当しないことが判明したときは、所轄廳は当該証明を取消すことができ、明の取消しがあつたときは、当該建物又は土地にかかる当該証明がなかつたものと見なす。」こういう規定を加えて

いたがたらしいのであります。宗教の使命は伝道にあります。伝道が根本の使命でありますから、伝道地を広げるため�新しく建物あるいは土地を取得したような場合に、免税をすることは非常に大切なことであると思うのであります。新規に伝道いたしますときには申しますと、そこに信徒ができるいなし、負担能力も欠如しておりますから、一層国家は便宜を與える必要があると思うのであります。

第三といいたしましては、附則の二十六及び二十七に「宗教法人がもつぱらその本来の用に供する」とあります。これは税金の問題でありますが、この文字を少し訂正いたしまして「宗教法人がみずから又はその所屬の宗教法人の本来の用にもつぱら供する」、こういうように改めることであります。その理由は、教団はその所屬教会をして使用せしむるために、境内建物あるいは境内地を取得する場合が非常に多いのですから、その場合に免税せられないと、この立法の趣旨が貫徹できないとのことです。從来法務府——現在も私は法務府と争っているのでありますて、まだ正式回答はありませんが、内々聞くところによると、法務府はどうも私たちと反対の解釈をとつている。つまり教団がその所屬教会のため使用せしむる場合は免税されない。

現在では教会なら教会それ自身が使うのは免稅する、こういうのでありますか、わが日本キリスト教団のごときは全国のたくさんな教会とか、あるいは新しくできる教会を全体的に統轄しておるので、やはり教団自身が、つまり本部自身が使わなくても、本部が

その個々の教会をして使わしむる場合も、免稅せられなければ困るのであります。現在のこの法文の解釋では、征來の法務府の解釈に徴しまして疑惑を生ずると思いますので、そういうようになります。現在のこの法文の解釋では、征

表してと言われましたけれども、キリスト教の中でも、たとえばカトリック・ユニテリアンにおいては相当意図が異なるていると思われますし、またそういう事柄はただちに宗教の定義的な問題、つまり礼拝堂を持つていても持つてないとかいうことが定義の一つになつて來っているが、こういう事柄に関しては、ユニテリアンの方は必ずしもそういうふうな礼拝所とか堂といったようなものを持たなくとも済むわけで、そういうような点でさえも意見が違うと思います。また当面のいろいろな動きにつきましても、たとえば日本においてはミッショナル離脱の運動が起きている。こういう事柄について、キリスト教団内のいろいろな派閥の意見を如実に代表され得るかどうか、その点をお聞きしたい。

○藤川公延人 キリスト教を代表して申しましたが、先ほどお断りしておきました通り、新教であります。プロテスタントの方を代表している。私は宗教連合会の方から御推薦にあずかりましたためにそういうように申し上げたのであります。御承知の通り、全国のプロテスタントの八割をキリスト教团の方が占めており、その面では私の意見と違わないであります。ただいまエニティリアンのお話がございましたが、エニティリアンの方は実は私はよく存じませんから、ユニテリアンを代表しているという趣旨ではございません。カリックの方はほかの代表の方をおいでになりますので、その方は私は関係ございません。そういう趣旨で

御意見があつたのですが、これらの要件を備えていると認めたときは、その要件の問題に対して何か修正していくか、あるいは認証する機関、知事一人であるというようなことがいけないとか、そういうような具体的な問題で、何か御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○藤川公述人 ただいま御質問にお答え申し上げますが、原則として府県知事が認証するという規定をかえて、原則としては文部大臣が宗教法人審議会に詣づて認証するというのが、私は正しいことではないかと思つております。そして単立教会有るいは教派、宗派、教団等に屬さないもの、あるいはそれに類似したようなもの、要するに大ざつぱに申しますと、むづかしいものの、あるいは疑問のあるものはことごとく中央の方に、文部大臣の管轄にし、そして認証する前に逆に宗教法人審議会にかけるのがほんとうじやないか、こういう考え方をしております。

○小林(信)委員 そうすると個人といふようななものよりも、なるべく大勢の人たちの意見が総合された結果がいい、こういうようなお考えだと思いますが、ここに揚げてある要件というようなことについては、その程度でよろしいかどうか、なお重ねてお伺いしたいと思います。

○藤川公述人 ごもつともだと思うのであります。実は宗教の定義を掲げる方が一番はつきりするとは思いますが、それでも、宗教の定義は御承知の通りに、なか／＼むずかしい問題であります。

ごとく承つておりますので、宗教の定義ということになると、相当むずかしいことになります。そこで結局宗教の定義を掲げて、それに当てはまるかどうかということによつて、宗教团体を引きめるというのが理論的ではありますから、が、実際問題といたしまして困難がありますから、そこで相当な学識経験者とか、その他を文部省の方で委員に選ばれまして、それによつて宗教といふべきかどうかということを判断して、それが宗教の範疇に入る、あるいは教団、あるいは教派、宗派の範囲に入ることになれば、そこで初めて認証するというのがいいことじやないかと思つております。

に行く途中はほんとうの飛石だけがまだ道であつて、両側は参道でないといつたような解釈をせられておる。あるいはまたキリスト教が結婚式をつかさどるというような理由らしいのですが、その結婚式の收入があるというので、教会のベンチに課税せられた実例もあるといふようなわけでござります。どうもキリスト教に対する認識が十分でない実例がござります。そういうようなことを申し上げたらよろしいでございますか。

○小林(信)委員 そうすると、ただいまの御意見が單に宗教と宗教との間に区別があるということではなくて、何か形式的なあるいは慣習的な点から一つの不平等的取扱い——私のお聞きするところでは、一つの宗教と他の宗教との間に区別をするというふうには考えられないのですが、その点いかがですか、はつきり何かそういう点も区別して取扱つておる傾向があるかどうか。

○藤田公達人 それはキリスト教であるがゆえに区別するのであるか、それともキリスト教というものの内容がわからないために、たとえばお寺さんとか、お宮さんとかいうものに対しても、長い間の世間の習慣ではつきりしております。お寺さんやお宮さんのことは、だれもよくわかつておるのであるが、キリスト教の事柄の内容がわからぬために誤解が生ずるものもありましようし、あるいはまた邪推すれば、わかつていいながら区別するのである。つまりキリスト教に対する一種の感情から

ござります。たとえば岐阜県でございましたか、昨年教会のピアノに対しても税金がかかつた。これはやはり神社の用に供するものなんですが、しかしこのところはただピアノをひいて歌を歌つておるのだから、かけるというような感じであつたかもしません。そういうような意味で、税金をかけた官吏なり公吏なりの気持はつきりわからぬのであります。

○岡(延)委員 藤川公述人にお伺いするのであります。キリスト教に対する理解のない点については、私、実は一昨日の委員会におきまして、仏教と新教及び特にカトリックの建物等に対する術語の違いを一々指摘しまして、そういうことのないように、納得の行くよう言質をとつておりますから、まずその点は大体安心であろうと思いまます。藤川さん御承知の通り、カトリックと新教、一般の人が同じキリスト教として考えておるものの中でも、カトリックの神父等は独身生活をやつております。それがために非常に生活様式も違うのであります。その区別されないことは非常に遺憾であります。この点はこの法案を通じて認識を一昨日與えましたから御心配ないと思います。私が藤川さんにお聞きしたのはそういう点でなくして、この法案に例の神社というのがあります。御承知の通り、数十年間神社は宗教であるかどうかといふことは、論議されておることであります。そして今までに未解決である。私はこの法案が出ることを契機として、この問題を解決してもらいたいと思う。それからもう一つは新興宗教を排除する目的を持つておるかどうかが、こうなことも伺つてみたのであ

りますが、一向そういうあれもない。大体新興宗教などいうものは歐米なんかからいうと、おかしなものである。日本はある意味においては文明国であるけれども、宗教に関する限り野蠣国である。こういうものが何百と戰後続出することは世界共通の事実である。こういうことが一般に信ぜられておる、そういう雨後のたけのこのごとく、戦後だけでも數十の新興宗教ができる。これらといふことは、世界に比類を見ないところの事実なんです。ですから、そういう神社問題も解決なさず、あるいは新興宗教が雨後のたけのこのごとく出るにかかわらず、何らそれに對する排除的な精神が盛られていない。これはせんじ詰めると、單に課税の問題だと換算してさえいよいよなきわめて調子の低いものである。あなたはこういう法案で満足されるかどうか、その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

ばそれまであります、要するにそういう一定の基準がないために、ただ形式要件だけで宗教として認証し、あるいは登録する、あるいは宗教として特典などを與えるということにつきましては、確かにただいまのお話の通り、国家的に考えますならば、そこに非常な疑問があると思うのであります。しかし新興宗教を全然防ぐということもまた問題でしよう。新興宗教のうちにも相当な宗教があるという考え方でできるのであります。私はあるとは思つております。ほんとうのことと言うと、私は新興宗教のうちにでもいいのがあつた場合はどうするのだ、こういう理論も成り立つわけでござりますから、そこに非常にむずかしい点が生ずるのであります。従いまして、先ほどの総論でありますと、もうこれこそ確実なものだというのだけを認証する。実は昨年の二月に私は總司令部の方のドクター・カーとウッタードさん、その他から、個人の意見でいいから出せというお話をございました、私が書いて出したのがございます。それをただいま持つてあるがと思いますが差上げます。これは教団ではなく私個人として昨年の二月に總司令部の方へ出しました意見で、相當徹底しているつもりであります、ここでは非常に煩雑になりますし、そのことは他の宗教なり、新興宗教の方々をあまり刺激してもらいかがかと思いますので、この程度にさせていただきます。

がとうございました。——ではあります  
る質疑はありませんか。——  
次は薄井雲城君の御発言を許可いた  
します。薄井雲城君。  
○薄井公述人 僧侶でありますて、薄  
井雲城と申します。本案に反対の意見  
を持つておるものであります。  
まず第一に私は本案がもつと早く公  
表されてほしかった、こういう点であ  
ります。かつて宗教に関する国家の立  
法いたしまして宗教法が三十年ほど  
前にありました。それから宗教団体法  
ができた。この三十年ほど前のいわゆ  
る宗教法と申しますのは、貴族院に提  
出されたたびに審議未了で数回そんな  
ことを繰返し、とう／＼日の目を見る  
ことができなかつたのであります。こ  
の当時は文部省におきましては独自の  
文部省の案ができており、それから仏  
教界においてもまた仏教家の立場とし  
ての実は案を持っておる。そういうぐ  
らいで各人各団体においていろいろな  
法案を準備いたしまして、輿論によつ  
て法案を成立せしめようとしたのであ  
ります。ところが今回この宗教法人  
法案は、私がちよつとこの間ある知人  
のところへ行つて、何か新聞で断片的  
に最近宗教法人法が出るという話を聞  
いたが、その骨子だけでも拜見さして  
もらいたいと申し込んだところが、ま  
あちよつとしたものを拜見したのであ  
す。しかもそれは極秘の判が押してあ  
つて、君、その第何條にこんなことを  
書いてあると、新聞やよそへ行つてお  
来たが、何かそのときに、秘密のうち  
にでも本法案が出るのでないかとい  
うを拜見いたしました。そうして帰つて  
書いてあると、新聞やよそへ行つてお  
ので、私は恐る／＼机の下でその法案

〔若林委員長代理退席、岡（延）委員  
長代理着席〕

これを考えてみますと、最近新聞で、外交の問題は秘書がよろしいのだ、こういうことを言う政治家がおりますが、やはり宗教法人法案もそういう運命かなと思つて考えたが、しかし事どもは私どもの道徳やあるいは人間の心の機微に触れる、人間の生活の根底にある法案なのでありますから、十分これは一箇年くらいの猶予期間を置きまして、私どもの意のあるところを盡さしめて成立せざいただきたい、こういう念願であります。全般的に私は、つと早く公表して輿論に訴えて、本案の成立をなし遂げていただきたい、こう思うのが私の第一の反対理由であります。

第二の問題といたしましては、私は仏教の特質をひとつ本案の中に生かしてもらいたい、こういうことを希望するものであります。宗教と申しますと、何かわれ／＼以外の偉大なものを考え、あるいは自然の上に何か考えるというようには、形而上のいわゆる神様を立てて人と神の関係とか、あるいは神に対する人間の感情というものが宗教だ、こういうように一般的の通念がてきておるのであります。私は仏教の根本論は、そいつた形而上学的な実在への感情とかこれがれとかといふものでないと思う。少しこれは印度哲学を研究した人なら、だれでも認められるのでありますが、仏教の根本論はいわゆる諸法無我であります。無我といふことを平たく申しますと、無靈魂あるいは無神論というのと同様になります。



まず第一の誤解一掃に開する問題であります。ですが、その誤解のおもなるものの中の一つに、この法律は淫祠邪教を取締るものであるという誤解であります。また取締つてもらいたいという要望も一部にあるということであります。しかしながらこの淫祠邪教というものは、一体だれが決定するのかという問題であります。これは国である、あるいは国の機関である、あるいは法律というものが決定すべきものではなくて、少くとも民主主義における信教の自由という立場からいたしますれば、その宗教団体が存在するかしないかを決定するものは、民衆それ自身でなければならぬと思うのであります。従いましてこの法律は決して宗教団体にかくあるべきものであるということを何ら要求いたしておりません。従つてこの法律は、この法律によつて宗教法人となりたいものだけに適用されるのであります。しかし、この法人法によつて宗教法人にならなくて、憲法の保障するところの信教の自由は、いかなる個人といえども、いかなる団体といえども、教義の宣布、儀式の執行ができるのであります。でありますから、私どもはこの法律は決して淫祠邪教といふものを判定する法律ではないといふことを強調いたしたいのであります。またそれを取締つてももらいたいという要望につきましては、信教の自由という立場から絶対に反対せざるを得ないのであります。新興宗教とは一体何か、それは年代でいうのでありますようか、あるいは教義の内容でいうのであります。法律では判定できないと私は考える

第二の誤解の問題は、この法律は政府の宗教支配が復活するのではないかという一つの誤解であります。それは先ほど来も問題になりましたように、認証ということがありますために、宗教の支配の復活が危惧されておると思うであります。しかしながらその認証といふものは、その団体が宗教団体であるかどうか、宗教団体とは第二條に規定されておる單なる形式上の問題でありまして、それがその法律にきめておるものに合つておるかどうかといふ判定、それにこの法律によつて間違いないなくその規則ができるおるかどうかという問題、またその宗教団体の代表者が申請をする代表権を持つておるかどうかといったよなことを、政府が認証するにすぎないのであります。宗教の本質それ自身については、政府は何ら認証の対象としておらない。しかもも信教の自由ということを建前としておる案でありますために、しば／＼政府の宗教支配の杞憂のある点に対しまして、その杞憂がないようにしば／＼規定をいたしておるのであります。しかも個人以外のものに法律が法人格を與えるということは、國が責任を持つべきであります。従つて現在のように、いわゆる届出主義、登記主義ということになりますと、規則をつくつて届けさえすれば宗教法人になれる、しこうして宗教法人になつたものが宗教団体であるかどなうかの判定が行われぬのであります。極端に申しますと、宗教法人令は、いわゆる脱税のために悪用されるところの法律であるとも言うことができるの

であります。この意味において國が法  
人格を與えることに対し責任を持つ  
などということからいたしますれば、何と  
いたしましても、この程度の認証の制  
度はやむを得ない、というふうに考へる  
のであります。

また第三番目の誤解は、この法律は  
いわゆる包括団体を分散せしめる法律  
であるというように言つのであります  
。またその逆に被包括団体からい  
ますと、包括団体の統制権を強化する  
ものであるという誤解があるのであり  
ます。しかしながら今日の宗教法人令  
におきましては、包括団体から脱退し  
て参りますことを規定した箇條は一つ  
もございません。第六條の所属団体の  
規則変更は、その管長の承認を得なけ  
ればならない、という規定から見ます  
と、一見脱退に対しても所属宗派の管  
長の承認がいるかのごとくにも考えら  
れるのであります。しかしながら判例  
の上から、あるいは解釈の上から、そ  
うではなくして、新しく包括団体を設  
定する場合においてのみ、その包括団  
体の管長の承認がいるのだ、従つて脱  
退する場合には、包括団体の承認がい  
らないといつたような解釈の上で脱退は  
をいたしておるのであります。ところ  
が今度の法律におきましては、宗教法  
人個々の基本的人権は認めて、脱退は  
自由にできるのであります。従来の  
ように單なる解釈で行かないで、そこ  
に一定の契約事項を破棄するといふこ  
とでありますがゆえに、その包括団体  
にも通告をして、納得すべく、いわゆ  
るガラス張りの中で宗教法人の拳動を  
決定するというふうにできておるので  
あります。むしろ包括団体の側から

申しますれば、きわめて適切な規定ができたものと解釈いたすのであります。また包括されておる団体といたしましても、決して包括団体から脱退ができないのではありませんで、正当な事由があり、正当な手続をとるならば、いつでも自由に脱退できるという基本的な人権が認められておるということからいたしまして、こうした誤解はまつたく誤解であるというふうに考えられるのであります。

なおさらには第四番目の誤解は、この法律は株式会社法であつて、宗教法ではないという意見でござりますが、むしろ私どもはこれは宗教法であつてはならないと思うのであります。宗教団体法ができました當時には、宗教は法律によつて規定すべきではないという猛烈な運動が起りました結果、宗教法がかえられまして宗教団体法となつたことを思い起しましたときに、われわれは絶対に再び宗教法などというものは規定いたしてはならないのであります。従つてこの誤解は、まつたくこの法人法を知らない認識不足の誤解であると私は考えます。

そこで第二の賛成する具体的事項の二、三を申し述べたいのであります。が、まずこの法人法全体といたしまして、信教の自由ということを中心にしておる。われ／＼は昭和二十年でありますか、信教の自由を制限する一切の法規、法令は排除しなければならぬといふスキヤップ指令をもつておるわけでありますとして、この指令のために國が宗教を支配する宗教団体法が廃止を命ぜられておるのであります。でありますから、この宗教法人法は、あくまでもこのスキヤップ指令の意を

体して、信教の自由を中心としなければならないという点にあるのであります。このことはまったくこの法人法にあります。つまり宗教活動、自主的にしてきて、われて自由なる宗教活動を可能ならしめる物的な基礎を確保せしめておるといふ点に、この法人法の中心があるといふ点を賛成をいたすのであります。

第二番目には、規則の認証制度をとつておりますが、これはすでに述べましたように、宗教団体でないものが宗教法人になれないようにしておるという点について賛成を表するのであります。

第三番目には、この宗教法人法は、管理面におきまして、宗教団体の非常に民主化をはかつておるとともに、宗教法人それ自体の責任というものを非常に明らかにしておる。たとえば責任役員の規定でございますとか、あるいは第十二條の中に出で参りまする包括団体と被包括関係との間において、一定の契約事項があるならば、その契約事項を示さなければならぬといふふうに、他の宗教団体が他の宗教団体を絶対的に強制し、服従せしめるといふような点のなくなつておることなどは、最も賛意を表したい一つであります。

なおさらには、法文のほかにたくさんの政令が出来まして、実は法文だけ賛成いたしましても、政令でしばく私どもが困ることがあるのであります。ところが今度の宗教法人法は、政令その他をすべてこの法律に一本にしておられます。このことはまったく

従来の慣例を破った新しいシステムで  
あると考えるのでありまするが、これ  
はきわめて法規に暗いところの宗教團  
体側にとって、非常に便利であるとい  
うことが言い得ると思うのであります。  
この点もまた賛成をいたします

書籍の一覧をごさいます

合併ということはできなかつたのであ

ります。つまり合併しようとしたしま  
する場合には、二つの宗教法人が釋放

で、新規法人は二つの宗教法人が解散しましたが、さらに新しい法人を創設す

る以外はなかつたのでありまするが、

今回合併の規定ができましたことによ

で、それで簡単に合併できるといふことを、また賛成した。一つの事

項でござります。

なおこの宗教法人法案は、いわゆる

最大公約数というものによつてできておるのでありますて、現在でもおのね

の六百の宗派があり、二十万以上の宗

教法人がありますが、この最大公約数の法典の二つ、二、三の法典は、

数の法律の中において、その伝統あるいはその特色を十分に生かし導ると

この、彈力性を持つた一つの法人法

「……」

ます。この点もまた私どもが賛成をした。具体的な事項の一つでございま

かし具体的な事例の一例をさします。

なお宗教法人の、その用に供する土

地、建物といふものは、現在の地方税

次の第三回四十九回第三項は規定されておりますが、その用に供される施

囲がきわめて不明確でありまして、し

ばしば地方長官の認定の差異によつて

困つておるのでありまするが、この宗教法人法案におきまへては、第三条

教法人がその用に供する土地、建物を具体的に規定してお

る。しかも附則の第二十七項において、その本来の目的に使うものはこれを免稅といたしまして、十分宗教活動の物的・精神的・文化的活動を保護するための附則として、この附則は成立するものとおもふ。またわれわれの賛成をしたい重要な事項でございます。

その他これを全面的に考えまして、現在の段階におきましては、少くとも最もものであるというように考えておるので、すみやかな成立を希望してやまない次第でござります。

○長野委員長　岡委員、

○岡(延)委員　直溪公述人にお伺いします。この法案は、御承知の通り文部省で法案を作成し、内閣提出という形になつておりますけれども、今公述されましたところの真溪さんは、この法案作成に参画された中心的人物であると仄聞しております。そこでわれわれは、結論から申しますと、私の感じ、特にこれは自由党の委員はそうであります、これは要するにないよりはよろしいというので通すことに努力しておるのであります。真溪さんは實質的立案者の一人であります關係上、これがパーソネルのものだ、ベストのものだということをおつしやるのはまさに当然のことと思いますが、さて真溪さんの先ほどの御意見の中に、これは統制機関でもない、また認証する機関でもないというようなことを仰せられたのであります。大体今も真溪さんのお言葉の中にもありました通り、日本には——真溪さんは二十万と言わされましたけれども、大体十八万だそうです。こういうように、この小さい国に十八万もの宗教法人の数がある、これはもう世界的な偉観である。まことに數の点においては偉観であるが、これ

は日本が世界的に宗教的な観點から見ると、野蛮国であるといわれるゆえんである。そこでわれわれは何とかして——宗教を判定するのむずかしい。ということを眞漢さんは言われたけれども、簡単に申しますと、宗教といふものは神と人との間を律するものだ、こういふことは歐米共通の定義であると思う。それもない、要するに「人のちよつとかわつた人物が出て、何か踊りでも始める、まだ生きているうちに、みんなが一つの教祖あるいは御本尊様として、それにならつておどつておる、こういふことはおそらく世界のどこにもない例だと思う。こういうものを、この法人法ができたことにようつて、登録さえすれば——またあなたがおつしやる通り、これは判定しなり何かするものではないのだから、簡単に文部大臣もあるいは都道府県知事もこれを認証してくれるであろうといふことで、このことがむしろ満洲邪教の奨励機関になりはしないかということを私は恐れる、日本はあまりにその点に無知蒙昧だからである。あなたは先ほど自由云々と言われたけれども、日本に自由を與えたら、あなたは御存じでしよう、終戦後にかに日本国民が自由をはき違えたが、自由とは放縱なりと解釈して、その通りに放縱乱雑な流れたことは、あなたも痛感されたと思う。あなたは何派に属しておられるか知らないけれども、あなたも宗教に興味するといふことになりはしないか、私はそれをおそれる。一切そういう点には触れないのだという。なるほど触

されることはやりやすい。それに触  
ようとすると、非常にむずかしい。  
とえば神社が宗教であるかないかと  
いうことに触れるとやつかいだから、  
ういう氣持で触れないでおくと、結  
においてかえつてこれを奨励し、そ  
でまた雨後のたけのこのごとく免稅  
ために——あなたも統制機関でもな  
ざせるために出て来る。これは私を  
て言わしむれば、免稅のためにでき  
法律である。されば免稅に便乗せん  
れば認証機関でもないという、そこ  
直点があるのであるから、私をしてはつ  
り言わしむれば、でたらめな宗教で  
つても——私はそれを宗教と思わぬ  
ですけれども、宗教らしい仮面をかぶ  
つて登録されるということになりは  
ないか、私はそれをおそれる。そのう  
についての御意見を伺いたい。

の本質的なものから考へて、そうした  
物的基礎を與えられるようなことにな  
くて、もつと宗教の自主性、信教の自  
由を確立するためには、こういう物的基  
礎を排除したらどうか、こういうふう  
なこともまたあなたのお説からすれば  
考えられるのですが、そういう点に  
ついての御見解を承りたいと思いま  
す。

のの見解につきまして、長い間問題になつて来たと思うのです。昔の時代におきましては、宗教団体即宗教法人という、いわゆる一元論を考えたのでございます。お寺といふものが法人としての機關である、つまり代表役員、責任役員といったようなものが死んでしまつて一時なくなりましても、それは法人格を失うものじやなくて、そこには個人とは違う一つの法人的な性格を持つておる。またお宮といふようなものが、その施設が焼けてしまつても、その森が残つておることにおいて、それは普通の土地と違う宗教的な雰囲気を感じたのであります。つまりこういつたものに法人格があるんだといふような、いわゆる宗教団体と宗教法人の一元論を考えておつたわけであります。今日といふと、日本の宗教団体の考え方、そういう考え方方が正しいのではないかと思うのであります。しかししながら宗教法人格を與えるという問題になりますと、やはりその精神面は一應別にいたしまして、宗教活動を可能ならしめる物的な措置のみ與えるといった方が、信教の自由といふ建前から正しいのではないのか。従いまして宗教法人の裏には、表裏一体となつて宗教団体があるといふ

ふうに考えられるのであります。その宗教団体は、こうした物的な措置とは別の宗教的な雰囲氣というものがあるのです。そういうふうに考えるのです。そういうふうに考えるのを一応別に考えたい、こういう考え方であります。

○渡部委員 真溪氏はこの法案の全部にわたつての実際上の起草をせられたものと宗教団体といふものを一応別に考えたい、という考え方であります。

君が言われたように、財産関係と免税関係だけが非常に強調されておるといいます。この法案には非常に多くの問題を含んでおりますけれども、今小林君が言われたように、財産関係と免税関係だけが非常に強調されておるといふ点については、私は小林君の意見にまつたく同意であります。そういう点から申しましても宗教法人を規定する場合に、礼拜の施設を設ける云々といふ点においては、そういう礼拜施設というようなことが書かれておる。そういうものを持たないのがむしろ原則的であります。さらにそういう動きが日本の仏教界に非常に強くなつておるといふところがあり、またエニティリアンのようないくことになりますと、これはやはり礼拜施設というものを少しも重視しておらない。そうするとこういうものが法人的な保護を受けられないというような状態に置かれて来るのです。その点は非常に、先ほど藤川氏ですか、言われた宗教団体の平等の取扱いというような意味から、不公平になるのではないかというような懸念があるわけであります。どういうふうな見解から礼拜の施設を設ける云々というようなものを挿入されたのか。

○眞理公道人 私は決して起草にもあらずかつてもおりません。ただ宗教連盟という宗教団体の連絡機関に職を奉りておられますために、いろいろ連絡をして、ただいまの御質問に答える責任者は私ございませんのですが、ただ私の感じから申し上げまして、この礼拜施設と申しますのは、宗教活動を行つておるという裏づけを意味するのではない、同教におきましてもまた愛妻苑等におきましても礼拜の施設は持つております。しかししながら礼拜いたしましたのは、礼拜の場所と見ることもできるはずでございます。でありますから、そうした伝統が重んぜられるのでありますから、そういうふうに私は思うのでありますから、それをもつて、礼拜施設と見ることもできるだらうというように考えていただきたいというふうに私は思つておられます。私は立案者ではございませんから、責任はございませんので、そういう私の希望を述べさせていただきまます。

宗教の社会的実践の自由という立場からいきますと、第八十一條の解散命令の條項といふものが、すぐ問題になつて来るのではないか。これによりますと、公共の福祉を害するとか、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為といふものが、裁判所の命令によつて解消せしめられるという結果になるわけであります。宗教の社会的実践が裁判所の命令によつて極端に制約されるということになると、信教の自由といふものが確保されないことになるわけであります。

運動などが起きてしているのでありますし、またキリスト教者の平和の会と、うようなものがありまして、これはへ日では非常に広汎に起きておるのであります。これは日本の仏教教派とか、あるいは日本神学校の中にも非常にかけておる。こういうふうな動きがどんどん発展して行きまして、これは全般講和とか占領軍の撤退とか、あるいは再軍備反対とかいうよりな平和を守るために運動として今日現に起きているのです。こういうふうになりますと、この動きに対する外國の方からのいきなりな圧迫もあり、あるいは国内においても支配階級は必ずしもこの動きを望んでいないというような点からしまして、宗教的な実践に対する障害が抱いて来、その実践に対する制約あるいは彈圧というものが必然的に起きて来る可能性がある。情勢が逼迫するに従つて、宗教の本来の性質からいいまして、平和と自由を守り、また日本民族の幸福を守ろうとする動きが強くなればなるほど、これに対する圧迫といふものが強くなりざるを得ない。こういう状態のもとで解散命令が裁判所によってなされるということ、これに対するあなたの強くなること、これらはあなたが宗教人としての考え方を聞きしたいと思います。

祠長をいたしております。本日は神道連合会の繪意をもつてお話を申し上げます。この法案には賛成であります。すみやかに成立いたしますように希望いたします。

宗教は言うまでもなく尊重されかかるべきであります。第一條の第二項の文字を見、さらに第三條の内容を見ますと、その点が具体化されておるようであります。きわめて妥当であると考へます。認証の問題はやはり必要であります。実際的に宗教行為がないのにかかわらず、ただ届出をすることは、これは妥當だと言いかねます。その点におきまして現在の宗教法人令よりは、今御審議中のこの案が妥当であろうと私は考へます。

もう一つは審議会の制度であります。これもきわめて妥當であります。人間でありますからあやまちがあるのは無理がない。それを審議会において行き過ぎを改め直すということはきわめてけつこうであろうかと存ずるのであります。

以上簡単でありますが賛成であります。と申し上げます。

それでは午前中の分はこの段階で一応打切りまして、午後さらに継続したいと存りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤(重)委員長代理 それではさようちにとりはからいます。午後は一時半から再開いたします。ではこれで休憩いたします。

#### 午後零時十六分休憩

○岡(延)委員長代理 休憩前に引続き公聽会を開会いたします。

新たに御出席の方もございますから、あらためて公述人各位にございさつ申し上げます。以下本委員会において審査中の宗教法人法案は一般的関心を有する法案であります。今国会における重要な案件であります。よつて委員会をいたしましては、広く各層の学識経験者各位の御意見を聞き、本公聽会を開会いたしました。

○岡(延)委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
ます白鳥錦一君より御意見を聴取

ます白鳥錦一君。

いたします。

白鳥錦一君。

いたしまして厚く御礼申し上げます。

なお議事の順序を申し上げますと、

公述人の発言時間は十分ないし十五分程度といたし、その後において委員より質疑があることと存しますが、これに対しても忌憚なきお答えを願いたい

のであります。なお念のために申し上げますが、衆議院規則の定めるところにより、発言は委員長の許可を受けることになつております。また発言の内容は意見を聞こうとする案件の範囲を越えてはならぬことと相なつております。また委員は公述人に対しても質疑をいたすことができるのですが、公述人は委員に対しても質疑をできない規定に相なつております。さ

よう御了承願いたいのであります。な

お発言の席頭に職業、宗派名、御氏名を御紹介願い、法案に對しましては勝頑におきまして、賛成の態度をはつきりいたしていただきたいのであります。

この際お詫びいたします。市川豊平

君を公述人として指名するに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ます白鳥錦一君。

いたします。

白鳥錦一君。

いたしまして厚く御礼申し上げます。

なお議事の順序を申し述べることに

いたしまして、私の意見を申し述べることに

いたします。

○白鳥公述人 私は天理教総務、天理

教師白鳥錦一でございます。私はこ

となるものと期待いたすのでありま

す。各位におかれられましては、それ

の豊富な御意見を承ることができま

すのは、本委員会の今後の多大の参考

となるものと期待いたすのでありま

す。各位におかれられましては、それ

ものだというので、あるいはその認証料を集めるとか、あるいはまたすでに認可というようなことと同様の態度で臨むというような取扱いをされ、されなければならないという向きがあるや聞くに及んでおるという点には十分の警戒を要する指導指示を與えて、この運営を遺憾ながらしむるようとりはからわなければ、せつかくの法案の目的は達せられないということを私は考えておるのであります。たとえば宗教法人がもつばらその本来の用に供する、宗教法人法第三條に規定する境内建物及び境内地の認定などの問題につきましても、過去の実際から顧みまして、これには準則でも策定して示すまでに注意を必要とするのではないか、その他実際事務に当る地方の機関には幾多問題があると思われますので、この点は特に注意をしなければならない問題であるということは申しつけておきたいと思うのであります。

次に第三條の第一号から第七号までの宗教法人固有の建物及び工作物及び固有的土地についての判定であります。

が、判断をする機関あるいは判定をするものという点につきまして、宗教団体を尊重するという観点からいたしましても、本法の目的を完全に遂行しないといふのであります。文部大臣によつてなされるならば、宗教法人審議会にかけることもできますし、またそうしたいろ／＼な機關を通じて、宗教法人法といふものの完全なる遂行といつて思ふのであります。文部大臣でなければならぬと考えるものであります。

次に(延)委員長代理 白鳥君に対する質疑はございませんか。

○浦口委員 公述人にひとつお尋ねいたします。この法律案が非常に長い準備期間をもつて草案に当られたということは承知をいたしておりますが、また一面いわゆる新興宗教といわれる方の面には、必ずしも賛成でないという方もございます。そういう人方についてはこれは別といたしまして、必ずしも反対でないという方の中にも、もう少し時をかして慎重に審議すべきだといたしますと、すでにもう法案がまだ通路しない前に、認証手数料とかいろいろの名義で金を集めている行動もある、だから早くこの法案を通過させてもらわないと宗教団体は困る、混乱するというような御意見があつたようになりますが、どうもその点も思つてゐます。この法案は、古いも新しいも彈圧その他の取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで

通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで

通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで

通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで

通路しないときに、新聞を発表せられますときには、新聞その他の他では取扱い方自体、いかにも淫祠邪教を押え、同時に新興宗教もこれで

家でありまして、専門的見地からそれそれを参考になる意見を述べられ、この法案に対する適否の意見がはつきりされたことだと思いますから、私のようなうるどがこんな忙しいときに、ぐずぐず言ふ必要はないのです。ことにまたこの委員の中には、「醫すれば若林さんのような専門家もあり、お顔ぞろいだからそれでけつこうだと思う。ただ委員がたいへん少くて——私はどうでもいいですけれども、来ておいでの方にはちよつとお氣の毒な気がする。これはほかの委員会でもそんなふうだから、やむを得ません。簡単に私のこの法案に対する意見を、せつから出て参りましたから申し上げます。

ついでとりきめておりますので、そういう根本には触れないということになりますが、しかし一部のいわゆる新興宗教といわれる方の御意見の中には、既成の仏教などはほんとうの信仰とはいえない、非常に俗な言葉でいふと、葬式か法事の道具にすぎないというような意見も事実出でるわけですね。こういうことをせんざくして參りますと、非常にむずかしい問題になりますので、私触れませんが、ただここで形の上で考えられることは、これは世間に非常にたくさん例があるのですからいまして、村とか町の顔役が神社の繼代をやつております、また寺の代表もやっておるというふうなことが事実非常にたくさんございます。ことに政治家などにもそういう人がたくさんおる。またキリスト教の信者で、ある教会の代表者になつていて、また神社の相当重要な位置にある、こういう方もあるわけですね。こういう事実が今度の法人の認証を求める届出に際して、両方の役員として届けられる場合があると私は思います。もちろんそういうことを避けて、認証を求められるということとも考えられますが、そういう事実が実際にありましたときに、たとい信仰そのものの、宗教そのものの根本に触れないとはいっても、そこにわれ／＼しろうと考へたいましたとして、二つの違う宗教団体の代表あるいは役員を兼ねるという事実があつた場合に、非常にこれがおかしいと思う。そうした場合に、これをそのまま認証を與えるべきものか、もちろんこれは審議会の決定によると考へたいましたとして、二つの違う宗教団体の代表あるいは役員を兼ねるといふのはおかしいと思います。しかし一部のいわゆる新興宗教といわれる方の御意見の中には、既成の仏教などはほんとうの信仰とはいえない、非常に俗な言葉でいふと、葬式か法事の道具にすぎないというような意見も事実出でるわけですね。こういうことをせんざくして参りますと、非常にむずかしい問題になりますので、私触れませんが、ただここで形の上で考えられることは、これは世間に非常にたくさん例があるのですからいまして、村とか町の顔役が神社の繼代をやつております、また寺の代表もやっておるというふうなことが事実非常にたくさんございます。ことに政治家などにもそういう人がたくさんおる。またキリスト教の信者で、ある教会の代表者になつていて、また神社の相当重要な位置にある、こういう方もあるわけですね。こういう事実が今度の法人の認証を求める届出に際して、両方の役員として届けられる場合があると私は思います。もちろんそういうことを避けて、認証を求められるということとも考えられますが、そういう事実が実際にありましたときに、たとい信仰そのものの、宗教そのものの根本に触れないとはいっても、そこにわれ／＼しろうと考へたいましたとして、二つの違う宗教団体の代表あるいは役員を兼ねるといふのはおかしいと思います。そうした場合に、これをそのまま認証を與えるべきものか、もちろんこれは審議会の決定によると考へたいましたとして、二つの違う宗教団体の代表あるいは役員を兼ねるといふのはおかしいと思います。しかし一部のいわゆる新興宗教といわれる方の御意見の中には、既成の仏教などはほんとうの信仰とはいえない、非常に俗な言葉でいふと、葬式か法事の道具にすぎないと

○安藤参考人 今の御質問は非常に要點に触れた質問だと思うのです。そういうふな疑問がおそらく起つて来るだろうと思います。私がさきに申し上げたのは、これを実行する場合においてよほど考へてもらいたいということを、一々は申し上げませんが、そういつたようなことを含んでおるのであります。それからあなたのおつしやつたことで、失礼かもしれないが、新興宗教の人があ、既成宗教などは一向信仰などがだめだ、葬式や法事ばかりしている。仏教などもこれはその通りのようなことを言われてもしかたがないのです。しかしそれは仏教の教義とか、その教義から発する信仰の問題ではないのです。これはもう徹底的に自覚して、また外からも徹底的に衝撃を與えなくちやいかぬのです。そうして改革してもらわなくちやならぬ。仏教が教義が悪いの信仰がないのということは、仏教を護持しておる人間がみずから汚ることですが、これはひとり仏教ばかりではない、キリスト教にもそういいうことはありますよう。神道の中にもむろんあると思いますが、そういう点は先ほど私申し上げたが、大いに自律、自戒、自肅してやつてもらいたいと思う。それから最後の御質問ですが、仏教の方のお寺の檀家総代であつて神社神道といふものは、明治政府の取扱いが宗教と見ておらなかつたのです。

そこに重大な疑問がある。しかし神社神道というのも宗教だというのがもとから私の意見なのです。そこであなたの方も御承知だろうが、昭和十四年に宗教法が貴族院、衆議院にかかりまして、衆議院に出たときに、私が委員長でございふん苦しめられたのです。しかし初めのときに、私がまだ委員にならぬときには、そのときの総理大臣が平沼さんなのです。平沼さんに質問したのです。一体神社神道というものは宗教なのか宗教でないのか、あるいは宗教のごとく見られ、あるいは宗教でないごとくいわれておるが、どつちどいつて質問しましたところが、平沼さんは神社は宗教でない、こう言つたのです。そういうふうになつて来ているのです。なぜそういうふうになつているかというと、今あなたがそここの点に触れて、非常にいいところに触れていいのですが、もし宗教だとすると、宗教の信者でもどこの信者でも、神社とななら信仰自由だから、神社へ参拜しないでもいいという者が出て来るのです。ところがキリスト教の信者でも仏教の信者でもどこの信者でも、神社といふことは尊崇し、礼拜してもらわなければならぬという立場から、宗教でない。そこで神社非宗教という取扱いが出来て來た。今の問題は学問上の問題ではあります。政治的問題なのであります。一休明治政府がそういうやり方をしていたということがいけないのであります。つまり明治政府に宗教政策がなかつたという証拠ですね。ところが神社というものは、終戦後はつきり宗教になつてしまつたのです。そして、私がやつておりました日本宗教連盟というものの中に、仏教もキリスト教も入つて来て、宗

教として今日りつけに立ておれは、また各宗教派間のつき合いもしておるわけなのです。ですから今後は私はそれがほつきりして来るのではないかと思ひます。また神社神道の方もその頃に非常に励精、トレンインをして研究をしたり、骨を折つておられますから、あつちの縦代をしたりこつちの縦代をしたりして、何だか信仰がどつちでもいいようなことが出来来るようなことは、だん／＼なくなるのではないかと思ひます。

それからもう一つ、よけいなことかもしれないが言つておくが、仏教の方からいいますと、これは仏教だけにちよつと例をとりますが、各お寺には檀徒などがある。檀徒というものがいる。檀徒のほかに信徒もまたあるのです。信徒といふものは檀徒ほど嚴重な性格を持つておらないのです。ですから檀徒なら一箇寺の檀徒になつて、ほかの檀徒になるということは、まあほんとありますんが、信徒はこのお寺の檀徒になつていても、ほかのお寺なり、ほかの神社なりの信徒になるということが、今日すいぶん多いのですよ。ですからこれが今度法人法によつて認証するという場合には、それが何ものかというようなことを、今からういふ点はずいぶん問題になつて来ようかと思います。しかし私が認証はこいつをすべきものか、すべからざるものかというようなことを、今からうことで言つることは、これはほんとうに公述人の権限逸脱になりますから、いずれそれは審議会の方がうまく研究をして、だん／＼そういう方面がはつかりして来るだらうと思ひます。

○若林委員 ただいまのに関連して……文部省からわれ／＼の方に手渡してくれておりますのに、信者の数というものが九千六百万人となつております。日本の人口は八千二百万といわれますのに、信者の届出は九千六百万人となつておりますから、おそらく今安藤正純君から言わされましたように、重複をしておることは事実だと思うのであります。この統計がそれを示しておると思います。

非常に宗教政策について御盡瘁をくださいました公述人に対して、一点だけ伺つておきたいのです。先ほど宗教分裂という言葉をお使いになりました。宗教分離と政教分裂とを混同してはならないということですが、非常にいい御注意だと思いますが、宗教団体と政治とが分離されたこと——政治の中には宗教というものがじみ出ておらぬといかぬ。だから一條々々の法律の中にも、国家の施策の中にも、宗教情操なり宗教というものが、じみ出て、初めてりづばな政治になると私たちとは思うのでありますが、明治三十二年にはあいうような法令が出されおり、御苦心のあとがあるのであります。が、昭和十年にこれを是正せられたわけであります。ともすれば、そのときの教育を受けた連中が、今教育になつておる。将来とも私はいかにして宗教を政治の中にじみ出して行くかということに——筆森委員も見えておりますが過般そういう発言があつたわけであります。マッカーサー元帥は、口を開けば、あの宣言書の中に、宗教的の信念が出ておりますが、日本の政治の中に、総理大臣のいろ／＼の施

政の中には、宗教的情操というものを見出すのに苦心をする。将来私たちは、政治の面においては、この点に重点を置かなければならぬと思うのであります。この要点として、政治と宗教との分離であるか、宗教団体との分離であるか、こういうことについて、ひとつ御意見を伺つてみたいと思います。

○安藤公述人 だん／＼難問をぶちか

けられて、——若林君などは、こうい

席で言わないでも、いつでも話ができる

のですが、しかしまあその質問が出

ましたから言いますが、私はそれはな

かなか重大な問題で、これは、ここに岸

本さんなんかも来ているから、岸本博

士あたりから、宗教学の立場から聞い

た方がいいと思うのですけれども、ま

あ私の考え方、宗教団体と政治との分

離は、これはもちろんですね。ただ宗

教団体を取扱うことは、一つの行政行

為としてやることは必要だと思います。で

今は宗教そのものと政治そのものとどう

かといふ、これはいろ／＼議論はある

かもしれないが、私はこれも別だと

思つておる。しかし若林君が言われる

ように、私はほんとうに同感なんです

よ。そういう点に、あなたの非常に真

剣な議論に共鳴します。これはどうし

たらいいかというと、私が政教分離で

はあるが分裂でないというのは、その

趣旨として、この宗教精神の涵養はあ

くまでもしなければいけないのでです。

それはどうしてやるかというと、私は

個人の修養だと思います。個人の教

養だと思うのです。これは個人的教

養だと思つてゐるのだから、も

うもその精神から離れたら、人間の値

打はずつと下落しますから、ほんとう

に気がつけばそこまで行くんじゃない

か。個人的に進めて行くことが

最も必要である。そこに宗教界が骨を

折るというふうに希望をいたしております。

○柏原委員 安藤先生の、ただいま宗

教団体が公益事業をしつかりやつてほ

しい、きわめて賛成でございますが、

公益事業をやる場合の土地を境内地に

入れてもらいたいというお話をござい

ましたが、今まで境内地としてお寺な

んか大きな邸があつて、その中に公益

事業として病院をやる。歴史的には境

内地なんですが、病院をやれば一つの

利益を生む事業になります。そうした

場合に從来の境内地の中に病院をつく

るとなると、もっぱら宗教の用に供す

ると、こう書いてありますので、病院

のようなものをやると、もっぱらでな

いのですが、境内地の資格を失うお

それがある。こういう場合もあります

し、さらにまた離れたところに新たに

宗教団体が社会事業をやる、病院をや

る、その病院の土地を境内地にしてほ

しい、この二様あるのですが、どうい

う意味でありますか、ひとつ御意見

を……。

○安藤公述人 今柏原さんのおつしや

つた病院なら病院をやる、この病院が

必ずしも公益事業でない場合もあると

いうのですか。

○柏原委員 ややそうじやないので

あります。病院といふものは、公益事業的な

ものですから、境内地の中に病院を建

てるときますと、やはり収益というも

のを生みます一つの事業ですから、も

うばら宗教の用に供する土地とあります

から、病院を建てるために、境内地に

打はずつと下落しますから、ほんとう

に気がつけばそこまで行くんじゃない

か。個人的に進めて行くことが

最も必要である。そこに宗教界が骨を

折るというふうに希望をいたしております。

○柏原委員 安藤さんのお話の

うちで、平沼駿一郎さんは神社は宗教

でないとうおつしやつたと申した

が、あなたのおつしやる神社は宗教的

な教派神道を申されているのか、また

従来日本の国家が管理しておつた神

社、官幣大社とかその他いろいろ／＼あり

りますけれども、この法案を通過さ

せる上に重大な問題だと思つております。それで元は神ながらの道といつて

おりました。宗教の定義からからな

ければこれは決定しないのですが、宗

教は大体宗祖を持つております。教典

を持つております。さらにそれを伝道

する信徒、これが宗教の三つの要素だ

と思います。日本の國家でやられた国

家神道でありますか、これらで宗祖と

あるいは教典とか、あるいは氏子と

いうものが全然ない神社もある。しか

しながら現在公益事業をやる、それが

将来的の歴史になり、古記になるのです

からね、将来の世の中から見れば……。そういうものもここにはつき

り入れておいてもらいたいと思うので

す。ですから、たとえば病院をやつ

て、それで金をとつて収益があるとい

う場合、それはまた規則か何か、内規

とかどういものかで限定もできるの

ぢやないですか。たとえばその境内

地でやる病院は、ほんとうの公益事業、

宗教的公益事業として特別の金をとら

ぬとか、非常に低い実費で診療するとい

うふうなことを考えられて来るの

が、そう思つていたんです。ところが

今日はそういうことでなくなつて、國家との特別関係を離れてしまつて、や

り神社も宗教になつて、それと同じ

方法をとつております。

○園谷委員 先ほど安藤さんのお話の

うちで、平沼駿一郎さんは神社は宗教

でないとうおつしやつたと申した

が、あなたのおつしやる神社は宗教的

な教派神道を申されているのか、また

従来日本の国家が管理しておつた神

社、官幣大社とかその他いろいろ／＼あり

ります。

○安藤公述人 それは神社が一体宗教

であるとかないとかいうことです。

○園谷委員 それはお考へでいるかと

いふべきで、明治以来の今まで

の神社といふものは、明治以来の今まで

の神社といふものは

ないのですよ。そんなところまで行つてしまつたら宗教の本質に入るし、またそんなことをきめられるわけはない。だれもこれが宗教だなんといふことを、きめる知識もなければ権限もないんです。であるけれども、ただその場合に今この神社というものが宗教行為になつていいのかどうかで認定すると、それは宗教法人審議会ですか、そこでそういうことが論じられて、認証するとか、しないとかいうことが出て来るのじやないか。それから私個人の意見は、神社が宗教になつた方がいいといふ意見です。宗教だという考え方です。

○答業委員 安藤先生にお尋ねしたい

と思ひます、ただいま圓谷さんとの

話でも、実は私ども自身も疑問にして

おる点がありますので、もう少しあつ

きりしておきたいと思いますからお尋

ねしたいと思います。

それは第一は、先ほど安藤先生は、

この宗教法人法が今出ることは、宗教

法人令よりも一步進めたものであり、

都合のよいものであり、宗教活動のた

めにたいへんいいことだから、これは

賛成だということをおつしやつておつ

たのであります。が、この占領下にあつ

て、こういう宗教法人法などを根本的

に考える時期であるかどうかといふこ

とに対しましては、私ども深く考へな

ければならぬ点があるのではないか

と実は思つておつたのです。そのう

ちの一つは、たゞいま圓谷君からも指

摘されまつたような問題で、まだ日本

の国民の中では思想的にはんとうに整

備されておらぬものがあるようにな

う。つまり從來の神社神道といふもの

は國家の儀礼として、あるいは宮中三

殿の御儀などにおいてもこれは宗教にあら

ざるがゆえにあの儀に列し、その他の

儀式においても国家の儀礼としてこれ

に列せられておつたといふ例は、日本

の国民の頭の中に相当深く入つておつ

た。それが占領されて以来すべて国家

から切り離されて、これは宗教団体と

しなければ存在できないといふことに

になつてしまつた。しかし神式と称する

事、慣習の中に残つておると私どもは

見えておるのである。それとともに宗教的

形があり得ると私どもは思つておる。

○答業委員 例をいふと、ワシントン・モニユメント

ト、リンカーン・モニユメントなどは

一つの記念堂として、人々が宗教的に

何ら関係なしに行くというようなこと

があり得る。明治神宮に行つても、あ

るいはその他のところに行つても、そ

ういうことでやつておる。神式といふ

ものをぜひ宗教としなければならない

といふぐあいに、宗教法人令が命じた

ようにして、占領政策の一つと考えら

れるような要素がまだ残つておる時代

でもには実はあるわけで、現在の占領

下において、占領政策の一つと考えら

</div

ないので、あなたとまったく意見が同じなんです。政教を分離しなければいけない。これは私どももそう考えておる。それは言うまでもない。ヨーロッパの中世の歴史などを考えましても、どうしたつて政治と宗教はわかれてい行かなければしようがないし、日本なども国策に宗教を利用したり何かしましてから、そういう点から考えても、政教ははつきり分離すべきものだ、私はこういう宿論なんです。それを今度憲法ではつきりしましたから、それは非常にけつこうなんです。しかし分離は当然だが、分裂してはいけない、こう言うのは、これはそこに誤解が生じたのです。その意味は、人間の心が、これが政治の心だ、これが宗教の心だ、これが労働の心だ、これが教育の心だなど、そう人間の心が限界を立てておられるものじやないのじやないか。人間の心というものは、一つの働きになつて出て来るのだから、その政治の心の中に宗教情操というものが入つて来なければいけない。たとえば寛容の精神であるとか、同情の精神であるとか、慈悲の精神というようなものが入つて来なければいけない。それが政治に現われて来なければいけない。それをするにはどうするのかといえば、個人的の宗教教養、それでやつて行くのが一番いいのだ、こういう意味なんで、分裂という言葉が誤解を招いたのです。分離は当然して行かなければならぬ。しかし人間の心の中にもと／＼ある宗教心を啓発して、これを涵養して行きたい、こういう意味なんです。宗教情操の意味なんですから、どうぞそう御承知を願います。

ど御発言になりまししたことに関連して、具体的な問題をお尋ねしたいと思ひます。それは浦口君から出た御質問の中、私どももかねて考えておる点が一つあります。それは何であるかといふと、今日仏教の寺院の中に墓地がありますと、長い歴史の伝統を経て、大体墓地は旧藩時代以後お寺の中にある。従つてその中に墓地を持つております者は、仏教以外の宗教信仰を持つておりますとしても、どうしてもお墓は大事にして行かなければならぬ。特にお墓の管理は、大体僧侶等がその任に当つているのが慣例であります。従つてそのお寺に対する財政的な援助をしながら、あるいはまたそのお寺が困らぬようにして行くことは、墓地を持つている者の当然考へることであり、宗教的に転換をし、祖先の宗教と違つた宗教に移つた者でも、墓地を大事にしなければならぬという気持は統しておられます。従つて從来墓地は国有として、お寺の所有ではないという意味で、どこへ持つて行つてもよい、お寺の境内といわれる土地ならばどこへ持つていつても、その住職が所在するところならば、そこに骨を埋められるといつた慣例を持つてゐるし、私どもは長くその中に住んでおつたのです。そういう意味で、そのお寺の縦代といふようなものになり、財政的にお寺を助けるといふようなことを、他の宗教を信じてゐる者がするということは、現代においてもりくつが合う。共同墓地を持たないこと、こういうようなことは——、法の不備のために、われわれ

いたしましても、現実の取扱いの上において不公平のないように、また実際の面につきまして、支障のないよう考慮いたすつもりであります。

○管轄委員　ただいま委員長から無税とするというような御発言がちよつとあつたようありますが、私どもは、これは国有地であります国家のものであるというような感じを今まで持つたので、その点だけちよつと課長から御説明願います。それをどこかの寺院に興えて、その寺院の管理を経て寺院の土地とするのか、これは無税とするのか、そうではなくて、これは国有地として当然税金をとらないものか、その点はつきりしていただきたいと思います。

○舊内改府委員　墓地それ自体税法の上の取扱いは免稅になつております。国有地との関連において問題が派生しておりますのは、例の社寺等に無償で貸付してある境内地、境内建物の無償譲與の法律が、昭和二十二年法律第五十三号で出ております。従つて今まで社寺等に無償で貸付してあつた国有地の上に墓地がある場合の取扱いといったしましては、隣接する区域であるとしましては、隣接する区域であるとか、境内地に隣接する墓地であるとか、あるいは境内地の中に散在する墓地、こういうものにつきましては、当該社等と非常に密接な関係がありますので、これは当該社寺に譲與することになつております。従つて、これは一面政教分離の線から、社寺と国有地との関係を密にするという趣旨のもとに、出た法律でありますから、だいまの墓地を国有に存置しておくといふことは、それ 자체としても意味が非常にあります。しかし現実の面に

おきまして、宗教団体の活動と非常に密接な関係がありますから、その限りにおいて、宗教活動を行ふに必要な範囲で無償譲與の範囲の中に挿入しておきたいと思います。

○審査委員 もう一つはつきりしておきたいと思います。国有地であつたものが、その宗教活動の必要上——境内にそういう墓地なんかあつたりして違つた認識において宗教行事をする——その方が都合がよいので、これをその宗教団体に譲與したという場合においても、例外としてやはりその仏教以外の宗教の信徒が、その信徒としておきたいと思います。

師林壽二君。

○林公達人 群馬大学工学部の林壽二であります。私の申し上げるのは宗教法人設立についていわゆる準則主義をとれ、もう一つ地方宗教法人審議会を各都道府県に置け、この二つ。もう一つ本法律案の立法目的に対する疑義が一つ。この三点であります。

師林壽二君。

○篠原政府委員 ただいまの御質問につきましては、先ほどお答え申した趣旨において、同じように取扱いがなつておるというふことを申し上げます。

○岡(延)委員長代理 それではちよつとこの席からであります。もう少し私はつきりしておきたいと思うので

す。寺院の境内地にある墓地は、これはもうあなたの説明で十分わかりました。ところがキリスト教、特にカトリック等においてはその共同墓地なるものが外にあるのが原則です。そこには教会がないのです。たとえば東京の例で申しますと、カトリック関係において多摩に墓地を持つておる。これは私有地あるいは公有地、どちら買つたかわかりませんが、そういう場合の点もいかにするかということをはつきりとここに解説してほしい、その点新

第三点であります。

まず設立についての認証制度は必ずしもいゆる類似宗教の発生を防止できま

す。これが本法律案の立法目的

が一つ。この三点であります。

まずいわゆる宗教法人設立について

は準則主義をとれという例であります。

これをまた三つにわけて申して行

きます。設立についての認証制度とい

うものは、必ずしもいわゆる類似宗教

の発生を防止できない、もう一つ、新

興宗教団体の認証に際してはきわめて

困難の点がある、もう一つこれはそれ

に付随した事柄でありますけれども、

准則主義によつて設立した悪いとい

うが、その劣位の宗教法人に対しても

困難の点がある、もう一つこれはそれ

に付隨した事柄でありますけれども、

准則主義によつて設立した悪いとい

うが、その劣位の宗教法人に対しても

第二番目は、地方宗教法人審議会を各都道府県に置け、この主張であります。理由はまず本法案の第七十一條にありますと、宗教法人審議会は文部大臣の諮問機関として、規則変更等の認證及びその関連事項の建議を任務としています。それでかりに現在のいわゆる旧宗教法人——これは宗教法人令による宗教法人であります、これがほとんど全部今度の法案の新宗教法人に入りました場合を想像しましたが、その数は先ほどどなたかおつしやいましたが十八万にも及びます。従つてこのために宗教法人審議会の処理すべき事務は相当多数であることが予想されます。これを中央の一箇所で、しかも非常勤の委員が十名ないし十五名で処理して行くのは、かえつて宗教法人審議会の設置目的に沿わないのではないか。というのは、これをあえて行おうとするれば、その会の調査とか審議は、結局宗教団体の実情を最もよく知つてゐる地方の手を煩わすが、または形式的な処理に終るのではないか。この心配。宗教法人審議会の最必要とするところは、文部大臣の知能としての、ブレーンとしての宗教法人に対する任務は、質において文部大臣とそんないかわつていません。たとえば認証から、都道府県知事の宗教法人に関する理由によりまして、各都道府県に地方宗教法人審議会を置いて、これに委譲

し得る限りの事項となるべく委譲した方が、かえつてこの目的を達成するんじゃないかと思います。

第三番目、これは疑義であります。が、本法の立法目的に対しても、本法の立法の根拠は、おそらく憲法が保障した信教の自由をます／＼本法によつて獲得して行くことにあるのだろうと思います。そのときに、現在の宗教法人令による宗教法人は、一年半の猶予期間中に解散するか、あるいは新宗教法人になるかの二つに一つの道を選ばなくてはなりませんが、大多數の法人はおそらく後者を選ぶであろうし、そうしてこの法律案もそれを期待しているに違いないと思います。しかしときには、本法案は旧宗教法人が喜んで本法の支配のもとに入つて来るなど、権利の保護だと信仰の自由の獲得に欠るところはないかどうか。もし本法律案の予想に反して、本法の支配下に入つて来ない解散宗教団体を将来も手を扱ひにすることばないかどうかの心配。

もう一つ、第一條によりますと、本法の立法目的といふのは、宗教団体に法律上の能力を與えることになります。もしそうだとしますと、第八十四條の内容は右の立法目的の範囲外にまでは言及しておる。これはあるいは読み間違いかもしれませんが言及しておる。また第八十五條、第八十六條は、宗教法人以外の宗教団体にまで言及している。これははたして單なる注意規定と見ていいのか、あるいはそれとも本法の内容が第一條の示す右の立法目的、いわば法人格を與えるというその立法目的の範囲外の事項、または範囲

外の団体に影響を及ぼすおそれがある方があります。

以上の疑点が納得行くように、あるいは主張がいられれば、ほかの点に対するように思われましたけれども、その点をはつきりしていただきたい。

○林公述人 條件付賛成であります。

○岡(延)委員長代理 ちよつと林君に

以上述べましたような二つの主張とじやないかと思います。

第三番目、これは疑義であります。が、本法の立法目的に対しても、本法の立法の根拠は、おそらく憲法が保障した信教の自由をます／＼本法によつて獲得して行くことにあるのだろうと思います。そのときに、現在の宗教法人令による宗教法人は、一年半の猶予期間中に解散するか、あるいは新宗教法人になるかの二つに一つの道を選ばなくてはなりませんが、大多數の法人はおそらく後者を選ぶであろうし、そうしてこの法律案もそれを期待しているに違いないと思います。しかしときには、本法案は旧宗教法人が喜んで本法の支配のもとに入つて来るなど、権利の保護だと信仰の自由の獲得に欠るところはないかどうか。もし本法律案の予想に反して、本法の支配下に入つて来ない解散宗教団体を将来も手を扱ひにすることばないかどうかの心配。

もう一つ、第一條によりますと、本法の立法目的といふのは、宗教団体に法律上の能力を與えることになります。もしそうだとしますと、第八十四條の内容は右の立法目的の範囲外にまでは言及しておる。これはあるいは読み間違いかもしれませんが言及しておる。また第八十五條、第八十六條は、宗教法人以外の宗教団体にまで言及している。これははたして單なる注意規定と見ていいのか、あるいはそれとも本法の内容が第一條の示す右の立法目的、いわば法人格を與えるというその立法目的の範囲外の事項、または範囲

によりまして、今までよりもさらにようくなつて行くのではないか。その点だけはやはり退歩といえます。

第三番目、これは疑義であります。が、本法の立法目的に対しても、本法の立法の根拠は、おそらく憲法が保障した信教の自由をます／＼本法によつて獲得して行くことにあるのだろうと思います。そのときに、現在の宗教法人令による宗教法人は、一年半の猶予期間中に解散するか、あるいは新宗教法人になるかの二つに一つの道を選ばなくてはなりませんが、大多數の法人はおそらく後者を選ぶであろうし、そうしてこの法律案もそれを期待しているに違いないと思います。しかしときには、本法案は旧宗教法人が喜んで本法の支配のもとに入つて来るなど、権利の保護だと信仰の自由の獲得に欠るところはないかどうか。もし本法律案の予想に反して、本法の支配下に入つて来ない解散宗教団体を将来も手を扱ひにすることばないかどうかの心配。

もう一つ、第一條によりますと、本法の立法目的といふのは、宗教団体に法律上の能力を與えることになります。もしそうだとしますと、第八十四條の内容は右の立法目的の範囲外にまでは言及しておる。これはあるいは読み間違いかもしれませんが言及しておる。また第八十五條、第八十六條は、宗教法人以外の宗教団体にまで言及している。これははたして單なる注意規定と見ていいのか、あるいはそれとも本法の内容が第一條の示す右の立法目的、いわば法人格を與えるというその立法目的の範囲外の事項、または範囲

によりまして、今までよりもさらにようくなつて行くのではないか。その点だけはやはり退歩といえます。

もよりよくなつた法案によつて、宗教界といたしましては、やはり宗教法人法が近く公布実施されるという声を以前から聞いておりましたためにいろいろ教團等においてあるいは宗教團体等において、ああも改めたい、こうも改めたいと考えているようなことなど

が、この法案の声のために非常に延び延びになつてある面が各方面にあると思ひます。そうしたことから、でき得るならばなるべくすみやかにこれが公布実施されたい、このように希望する次第であります。私の公述は以上であります。

○岡(延)委員長代理 出口君に対する質疑はございませんか。出口君に對する質疑はないようですが、九井君はいわゆる新興宗教の一つであります大八洲教の教主でございます。九井眞之助君。

○九井公述人 私は大八洲教の教主丸井眞之助でございます。新興宗教として法律上の組織をいたしましたのは新しいのであります。私の宗教活動はすでに二十何年にわたっております。

私はほかの宗教家と違いまして、大正十四年二月ごろから今日まで、二十六年余にわたりまして、夜晝なく少しも休まず念力をこめ続けて、祝詞やキリストあるいはそのほかのきようまでの世界中のあらゆる人々以上に、はげしい長い行を続けました。そして魂の世界、あるいは神とか仏とか、あるいは宗教とか、そういうものの実際、祝詞やキリストなどの奇蹟やいろ／＼なことがあつたといふよなことにつきましても、私は実際に祝詞、キリスト以上の奇蹟をきようままで行つて来てお

ります。その実例はたくさんございまが、昭和十三年の三月から満一年は、東京で朝から晩まで毎日文部省や内務省に行つておりました。そのほか教團等においてあるいは宗教團体等において、ああも改めたい、こうも改めたいと考えているようなことなど

が、この法案の声のために非常に延び延びになつてある面が各方面にあると思ひます。こうしたことから、でき得るならばなるべくすみやかにこれが公布実施されたい、このように希望する次第であります。私の公述は以上であります。

○岡(延)委員長代理 出口君に対する質疑はございませんか。出口君に對する質疑はないようですが、九井君はいわゆる新興宗教の一つであります大八洲教の教主でございます。九井眞之助君。

○九井公述人 私は大八洲教の教主丸井眞之助でございます。新興宗教として法律上の組織をいたしましたのは新しいのであります。私の宗教活動はすでに二十何年にわたっております。

私はほかの宗教家と違いまして、大正十四年二月ごろから今日まで、二十六年余にわたりまして、夜晝なく少しも休まず念力をこめ続けて、祝詞やキリストあるいはそのほかのきようまでの世界中のあらゆる人々以上に、はげしい長い行を続けました。そして魂の世界、あるいは神とか仏とか、あるいは宗教とか、そういうものの実際、祝詞やキリストなどの奇蹟やいろ／＼なことがあつたといふよなことにつきましても、私は実際に祝詞、キリスト以上の奇蹟をきようままで行つて来てお

ります。その実例はたくさんございまが、昭和十三年の三月から満一年は、東京で朝から晩まで毎日文部省や内務省に行つておりました。そのほか教團等においてあるいは宗教團体等において、ああも改めたい、こうも改めたいと考えているようなことなど

が、この法案の声のために非常に延び延びになつてある面が各方面にあると思ひます。こうしたことから、でき得るならばなるべくすみやかにこれが公布実施されたい、このように希望する次第であります。私の公述は以上であります。

○岡(延)委員長代理 出口君に対する質疑はございませんか。出口君に對する質疑はないようですが、九井君はいわゆる新興宗教の一つであります大八洲教の教主でございます。九井眞之助君。

○九井公述人 私は大八洲教の教主丸井眞之助でございます。新興宗教として法律上の組織をいたしましたのは新しいのであります。私の宗教活動はすでに二十何年にわたっております。

私はほかの宗教家と違いまして、大正十四年二月ごろから今日まで、二十六年余にわたりまして、夜晝なく少しも休まず念力をこめ続けて、祝詞やキリストあるいはそのほかのきようまでの世界中のあらゆる人々以上に、はげしい長い行を続けました。そして魂の世界、あるいは神とか仏とか、あるいは宗教とか、そういうものの実際、祝詞やキリストなどの奇蹟やいろ／＼なことがあつたといふよなことにつきましても、私は実際に祝詞、キリスト以上の奇蹟をきようままで行つて来てお

ります。その実例はたくさんございまが、昭和十三年の三月から満一年は、東京で朝から晩まで毎日文部省や内務省に行つておりました。そのほか教團等においてあるいは宗教團体等において、ああも改めたい、こうも改めたいと考えているようなことなど

が、この法案の声のために非常に延び延びになつてある面が各方面にあると思ひます。こうのことから、でき得るならばなるべくすみやかにこれが公布実施されたい、このように希望する次第であります。私の公述は以上であります。

○岡(延)委員長代理 出口君に対する質疑はございませんか。出口君に對する質疑はないようですが、九井君はいわゆる新興宗教の一つであります大八洲教の教主でございます。九井眞之助君。

○九井公述人 私は大八洲教の教主丸井眞之助でございます。新興宗教として法律上の組織をいたしましたのは新しいのであります。私の宗教活動はすでに二十何年にわたっております。

私はほかの宗教家と違いまして、大正十四年二月ごろから今日まで、二十六年余にわたりまして、夜晝なく少しも

業でも、やつてもいいという條項は、私は大いに賛成するのであります。すでに昔から所々方々の宗教法人の境内に、信者が行きますと、とまる宿屋を經營しているところがたくさんあります。これは昔からずつとやつておりました。そういう点から見ましても、一般的の普通の事業をやつてもさしつかえないと思います。

大体においてただいま申し上げましたことを御考慮願えれば、この宗教法人法はすみやかにつくついただくことがけつこうだと思います。以上で私の公述を終ります。

○岡(延)委員長代理　　ただいまの丸井

君の発言中、事實ではあると思いま

すけれども、文部委員会の公式記録と

してはどうかと思われる箇所がござ

いました。その箇所は委員長において適

当に処置いたします。丸井君に対する

質疑はございませんか。——質疑はな

いようでございますから終ります。

次は、キリスト教以外の外國宗教を

代表する意味において、利害關係者で

ある大村謙太郎君。

○大村公述人　私は日本イスラム協会

の理事長としてここへ出て参りました

た。日本イスラム協会以外に、各宗教

全部の垣根を越えてやつておりますが、

今日は委員長の御指名によりまして、

日本イスラム協会の理事長としての立

場から、お話をしたいと思います。

御承認の方もあると思いますが、イ

スラム——いわゆる同教あるいはマホ

メット教と申しますが、ほんとうの名

前はイスラムなんでございます。この

宗教は世界三大宗の一つであつて、世

界に三億五千万以上の教徒を持つてお

ります。イスラム教は将来の日本にと

りましては、イスラム教徒のおります

の研究それから厚生省の管轄下の福祉

南方諸邦が日本の将来の貿易圏に連なるのであります。私自身はイスラム

教徒ではございません。私が死にます

と仏教の坊さんが来て葬式をしてくれ

るのだと思うのでありますか、長い間

イスラムを研究をしておりますため

に、いつかイスラムの世界に顔を出し

ております。ところが最近この公聽会

で何か今度の宗教法人法案に対する意見を述べる——こういう立場から申し

ますと、別に意見はございませんで、

実は全面的に賛成である、ですからそ

れ以上意見がないということを書面を

立つております。ところが東京及び神

戸にイスラムの礼拝堂——寺であります

す、マスジットと申しますが、一つござ

いませんして、これらはみな外国人教徒

によつてでき上つたものなのであります

。その場合におきまして、この法案

が外国人教徒の——むろん日本人教徒

も多少ありますけれども、これもごく

貧弱なもので、その宗教の中において

は勢力がないのであります。それで寺

を持つておりますが、結局外国人であ

るという問題が起るのであります。イ

スラムでは寺をかりにたれが建てよう

ひまがございませんので、ただこの法

ともできません。また法律的知識はな

いようでございませんのでございま

す。これは御承知の通りこの法案作

成の過程においても、文部委員会にお

いてもまた本日の公聽会においても、

最も議論の焦点となつたものでござい

ます。純然たる神社側を代表いたしま

して、神社本庁の市川平野君。

○市川公述人　神社といたしまして、

本法案は賛成であります。しこうして、

一日も早く実施されることを期待して

おります。但しこの機会に、皆さんの

御審議の過程において特に御考慮願

たいと思う点を申し述べます。

この法がひとり神社のための法律で

なくして、全部の宗教を所管する法律で

ある關係上、われ／＼はまだ神社のみ

からいえば、いささか注文したい点も

まだ残つているようですが、各宗教に

対する最大公約数という意味において

、これでわれらは神社の運営ができる

あります。その場合に、その異議を救

済する方法は、何ら規定していないよ

うであるが、これを何とか運用の面にお

ります。イスラム教は将来の日本にとります。私は昔からずつとやつておりました。そういう点から見ましても、一般的の普通の事業をやつてもさしつかえないと思います。

大体においてただいま申し上げましたことを御考慮願えれば、この宗教法の公述を終ります。

○岡(延)委員長代理　　ただいまの丸井

君の発言中、事實ではあると思いま

すけれども、文部委員会の公式記録と

してはどうかと思われる箇所がござ

いました。その箇所は委員長において適

当に処置いたします。丸井君に対する

質疑はございませんか。——質疑はな

いようでございますから終ります。

次は、キリスト教以外の外國宗教を

代表する意味において、利害關係者で

ある大村謙太郎君。

○大村公述人　私は日本イスラム協会

の理事長としてここへ出て参りました

た。日本イスラム協会以外に、各宗教

全部の垣根を越えてやつておりますが、

今日は委員長の御指名によりまして、

日本イスラム協会の理事長としての立

場から、お話をしたいと思います。

御承認の方もあると思いますが、イ

スラム——いわゆる同教あるいはマホ

メット教と申しますが、ほんとうの名

前はイスラムなんでございます。この

宗教は世界三大宗の一つであつて、世

界に三億五千万以上の教徒を持つてお

ります。イスラム教は将来の日本にと

りましては、イスラム教徒のおります

の研究それから厚生省の管轄下の福祉

南方諸邦が日本の将来の貿易圏に連なるのであります。私自身はイスラム

教徒ではございません。私が死にます

と仏教の坊さんが来て葬式をしてくれ

るのだと思うのでありますか、長い間

イスラムを研究をしておりますため

に、いつかイスラムの世界に顔を出し

ております。ところが最近この公聽会

で何か今度の宗教法人法案に対する意見を述べる——こういう立場から申し

ますと、別に意見はございませんで、

実は全面的に賛成である、ですからそ

れ以上意見がないということを書面を

立つております。ところが東京及び神

戸にイスラムの礼拝堂——寺であります

す、マスジットと申しますが、一つござ

いませんして、これらはみな外国人教徒

も多少ありますけれども、これもごく

貧弱なもので、その宗教の中において

は勢力がないのであります。それで寺

を持つておりますが、結局外国人であ

るという問題が起るのであります。イ

スラムでは寺をかりにたれが建てよう

ひまがございませんので、ただこの法

ともできません。また法律的知識はな

いようでございませんのでございま

す。これは御承知の通りこの法案作

成の過程においても、文部委員会にお

いてもまた本日の公聽会においても、

最も議論の焦点となつたものでござい

ます。純然たる神社側を代表いたしま

して、神社本庁の市川平野君。

○市川公述人　神社といたしまして、

本法案は賛成であります。しこうして、

一日も早く実施されることを期待して

おります。但しこの機会に、皆さんの

御審議の過程において特に御考慮願

たいと思う点を申し述べます。

この法がひとり神社のための法律で

なくして、全部の宗教を所管する法律で

ある關係上、われ／＼はまだ神社のみ

からいえば、いささか注文したい点も

まだ残つているようですが、各宗教に

対する最大公約数という意味において

、これでわれらは神社の運営ができる

あります。その場合に、その異議を救

済する方法は、何ら規定していないよ

うであるが、これを何とか運用の面にお

ります。その場合に、その異議を救

いて御考慮願いたいといふのです。もちろんあるいは裁判所に訴えることもできましようが、決して宗教団体は一裁判所に訴え、法廷において争うことす。なろうことならばこういう問題につきましては、やはり救済として文部大臣に訴願し、文部大臣はこれを宗教法人審議会に諮問して、御決定くださるというような方法にはなるまいと、いう希望を持つております。もちろん條文をこの際そういうふうに改正していただかなくとも、今後の運用の上においてそういうふうに御考慮願つてはいかがかと考えるのでござります。大要以上二点を申し述べまして私の意見を終ります。

この機関を通じて、管轄の神社などに徹底を期しておりますが、今日において宗教として、あるいは宗教法人としてこの法律の所管を受けることについて異議は聞いておりません。もちろん神社が宗教であるかどうかということは、神社本庁が決定するわけではなく、各神社がみずから決定すべきものと考えております。

○浦口委員 第八十四條についてちよつとお尋ねいたします。これは神社の境内がほかの宗教と違つて非常に広いというところから、そういうお考えが出たと思うのですが、今のようない、実施の面についての間違いのないように、こういう御希望はそのままに了承いたしますが、実際問題として準則主義と申しますか、もう少しはつきりと数字とかあるいは文字の上においてきめるということが多い、そういうふうな御意見ではないのでござりますか、その点について……。

○市川公述人 もちろんこの問題は、私はただいま神社本庁の立場から申し上げたわけでございますが、おそらくこのことは各宗教団体にも共通する問題ではないかと存じます。神社の側から申しますと、仰せの通り、きわめて境内が広範囲であるからその問題が起るであろうということも予想できるのですが、神社の側からいいますと、もう一つ意味があるのです。それは、神社におきましては、他の宗教とあるいはあるのかと思いますのは、むしろ信仰は物についている場合が非常に多いのです。土地そのものが信仰の対象であるということが多い。それは具体的的に申しますと、いわゆる神体山といつて、山そのものが御神体であるという

例もある。この範囲を算定するなどと  
いうことは、非常にデリケートな問題  
であろうと思います。それからさらによ  
り神社に限らず、第三條におきま  
で、教職舍というようなことも認めて  
おるわけですが、かえつてその点はキ  
リスト教会のごときところの方が疑問  
が起りはせぬかと思う。そういう点に  
おいて査定當局と宗教團体の主張  
り合いということが、あるいは起り  
せぬかといふ感じがします。従つて憲  
文まで御政正願いたいと申し上げかね  
ますが、運用の上において、十分慣習  
を期していただきたいということをお  
願いする次第であります。

○岡(延)委員長代理 これにて市川君  
に対する質疑は終りました。

次はキリスト教でございますが、キ  
リスト教は御承知の通り新教すなわちカ  
トリック、旧教すなわちプロテスター  
ンツの二つに大きくわけることができます。  
そこで新教すなわちプロテスター  
ンツを代表いたしまして午前中藤川公  
述人によつて意見が述べられました  
が、ただいまから旧教すなわちカトリ  
ックを代表いたしまして、日本天主教  
教団司祭長江惠君。

○長江公述人 私はカトリックの立場  
から、カトリックを代表して申し上げ  
ます。カトリックの本部にも比すべき  
教区本部の教會主任をしております。  
今回の宗教法人法案につきましては、まず第  
一に宗教は信仰の自由の上からい  
て、なるべく法律などによつていわけ  
て実施されることを望みます。  
その理由をいたしましては、まず第

制約されることがないようになります。けれども、社会あるいは社会活動と接觸する面において、どうしても法律の制約を受けなければならないとするならば、今回のような法律案をもつて、すなわち信仰内容について閲知せず、また各宗教に特有の組織の問題についても触れないところの法案が望ましいと思われます。それゆえにまず第一に今回の法案に賛成いたします。

第二には、しかしそれならばむしろ今回のものよりは、前の宗教法人令の方がもつと自由によかつたのじやないか、認証制ではなくて、届出制による法人令の方が、より自由であつたと田岡われるかもしれません。しかしカトリック教会といいたしましては、今まで行われております法人令によりますと、実際においていろいろおもしろくないことが起つたのであります。それはカトリック教会の施設に対する課税もしくは免稅に対する面において、今回の新しい宗教法人法によるような明確な境内地の規定がありませんでしたから、特に地方において課税の問題について、いわば私たち宗教家の立場としては、当然免稅にされるべきものが課税にならないような場合が起りました。今度の法案におきましては、その点が非常につきりしておりますから、そのような立場からむしろ望ましいと思われます。

但し最後に申し上げたいことは、今度の法案におきましては、仏教あるいは神道的な用語が多く用いられておりません。私たちといいたしましては、もちろん塵裏とかそのほかいろ／＼宗教上の境内地を規定する言葉がありますが、そこにわれ／＼の用いる言葉も

宗教法人法案に対する賛否の問題について申し上げます。私は宗教法人法案の成立に賛成をするものであります。與えられました時間内におきまして、要点だけを申し述べて御参考に供したいと存じます。全文八十九條の中で、大観いたしまして、宗教法人令に比較いたして、特に私どもが主眼点として考えられますことをまず申し上げてみたいと思います。

主性の尊重について十分の考慮が払われておる点であります。

次には一般公共性からの配慮も、信教の自由の基盤のもとに十分配慮されている。この点を強調いたしてみたいと思います。

次に、宗教法人審議会を置いたことは、所轄庁の行き過ぎ防止に重大なるものと思ひます。

のお言葉にありました、この信徒の関係をちょっと御参考に供してみたいと思ひます。先ほど、九千六百万という信徒を持つておる、人口より多いぢやないかということでありました。が、これをこまかに考えてみますならば、神道におきましては五千六百七十三万六千八百三十人という信徒を持つておるということであります。なおキリスト教におきましては、三千五百九十五万六千八百六十八人という数字が文部省に届けられてあります。なおキリスト

起すおそれある少年は、六十万はおなか  
か、ほとんど三百万を突破せんとする  
状況にあります。なお小学生の賭博も  
しくは喫煙のごときを入れまするなど  
ば、ここに数百万を数える現状になつて  
ております。私は学校教育と相まつて  
いわゆる宗教方面的教化、育成といふ事  
ことが、實に今日の世相において一轍  
もゆるがせにするわけには行かぬ実情  
にあると思います。かく考えますとさう  
に、少くとも明治六年に宗教について  
の勅令が出まして、その後明治十年、  
十七年と二回改正になりましたが、こ

悪いとは申しませんけれども、一口  
俗語でいえば、いわゆる粗製濫造の如  
興宗教が続出するおそれありと申さ  
ければならぬと思います。この意味  
おきまして、ひとつ今議会において  
宗教法人令より非常な進歩を画しま  
た宗教法人法案がすみやかに通過せら  
るよう、議員各位において絶大の努力  
あらんことを希望いたしまして、  
私の公述を終ることにいたします。

○岡延委員長代理 長瀧君に對する質疑はございませんか。——質疑は

本法案の本意は、もっぱら宗教団体の物的基盤である宗教財産の保全にあると考えます。宗教並びにその活動主体は、極力法の対象から避けたる。すなわち信教の自由の原則を十分に適用いたしておる点であります。

換が期待される、こう考えるわけであ  
ります。

そこで私のさらに御参考に供したい  
ことは、宗教団体法が昭和十四年の四  
月八日に公布されまして、翌年の四月  
一日から実施されました当時には神道  
はわずかに十三、仏教が二十八、キリ  
スト教が二、合計四十三がありました

六千八百六十八人という数字が文部省に届けられてあります。なおキリスト教においては三十七万八百十九人という数字が同じく届けられておる。その他において百九十四万五千百五十一人、合計九千六百一万六百八十五人といふ数字が文部省に届けてあることを考えますときに、いかにこの新興宗教の激増のはなはだしいかに驚嘆する一

に、少くとも明治六年に宗教についての勅令が出まして、その後明治十年、十七年と二回改正になりましたが、その後先ほど安藤さんが申し上げたことありますが、大正十四年の加藤内閣のとき、岡田良平文部大臣のときに、宗教法案が議会に提出されました。當時は水野鍊太郎、花卉卓藏の引延ばし戦術によつて、とうへんあの厖大な質疑をされまして、安藤純正さんは多少その当時參與官であつて、山崎達三

○問(延)委員長代理 長瀧君に對す  
質疑はございませんか。——質疑はな  
いようでありますから、長瀧君に問  
する分は、これをもつて終ります。  
次は利害關係者の一人でございま  
る、宗教法人 P L 教團理事湯淺龍  
君。

○湯淺公述人 P L 教團の湯淺龍起立  
あります。

私は本法案に賛成であります。たゞ  
各條款の解釈と申しますが、法律の中  
で

第三には宗教法人も民法の第三十四條の特別なる公益法人として、公益的

その他五十八、合計四百六、約十倍に激増いたしておるわけであります。ところがさらに進んで昭和二十五年の一

ますが、現行法におきましては、たゞ設立登記後に届出をする、こういうこととでありますたが、新法におきましては、登記前に認証を受ける、すなわち登記の認出を方止する、すなつら

輔さんは政務次官であつたと記憶しておりますが、その後ずっとそれに対応する法令が出ませんで、昭和十四年四月八日に初めて三十七條の宗教団体法ができる。ところが昭和二十年十二月三十一日には、ボツダム覚書によりま

語を存じませんが、その点について、  
なお明らかにしていただくことができ  
ればありがたいと思うところがありま  
すので、それを私の意見として申し達  
べたいと思います。

この法案は、宗教の善悪を決定する  
ものではないというふうに伺つておら  
ず

であると存じます。しかるに現状の宗教法人の規則は、みずから組織的活動の根本規定を下すのであります。

いて四十二、その他において百四十、合計七百九十六という数字を示して、約二十倍の激増を見ておる次第であります。ところがこれをかりに団体的に

ゆる非常な飛躍的特徴を持つておると考えるのであります。そこで、賢明なる議員各位のことと申しますから、新興宗教の内容について申し上げませ  
んでも、私以上にお聞き及びのことと

て、宗教法人令と改正されて今日になつておりますが、今日のような現状にあります以上、一日も早くこの宗教法人法案の成立することが最も望ましいのであります。この議会はもうすでに切迫いたしておりますが、今月中にこちまへる

ものではないというふうに伺つておりますので、その点は賛成でござりますが、第十三條第一号に、「当該団体が、宗教団体であることを証する書類」ということになつておりますが、この点についてさらに第十四條の認証の段階におきまして、その第一号にやはり「当該団体が宗教団体であること。」と

教法人の規則の適正化こそ重大問題であります。本法はその点十分の配慮

百四十國体、キリスト教においては三千二十六団体、その他におきましては千五百六十六団体、合計二十万三千

んけれども 私は今日この宗教法人かくのごとく驚くべき数字を示し、いわゆる振興ぶりを見ましたときに、ほんとうに一世を指導する宗教家が一人でもあるならば、今日のごとく約三十二の会員の四重。らしくよき見

にこれが基督教院を通達するにあらず  
んば、四月は休会になるので、五月の  
半ばになります。そうすると  
この一月半の空白の間に、非常な勢い  
をもつて新興宗教の、いわゆる届出が  
行われると思います。私はこの届出が

にこれが参議院を選出するにあらず  
んば、四月は休会になるので、五月の  
半ばになります。そうすると  
この一月半の空白の間に、非常な勢い  
をもつて新興宗教の、いわゆる届出が  
行われると思います。私はこの届出が  
一当該団体が宗教団体であること。  
うなつており、宗教団体の定義は第二  
條に、「宗教の教義をひらめ、儀式行  
事を行い、及び信者を教育育成するこ  
とを主たる目的とする左に掲げる用

体」そうなつておりますが、この認証の段階におきまして、教義を広めるという点につきまして、この教義の適格性、あるいは教義があるかないか、成文化されておるかしないか、といったようなことについて、あるいは実際に布教している教義の内容等について、調査されるのであるかどうか。第一條の目的にありますように、そこまではタツチしないのであるうと自己流に解釈しておりますが、教義そのものの調査をされるのであるかどうか。その辺の解釈を、もし御審議の経過において明らかにしていただきができますれば、ありがたいと思うのであります。

教義の調査ということになりますと、これは非常にめんどうな問題になると存じます。あるいは先ほどもどなたかの御発言にありましたように、教義のない宗教といいますか、ない宗教はないと言いますが、成文になつた教義のない、たとえば神社といったよななものにつきましては、非常にむずかしい問題がでてきて来るのではないかと思います。従いましてその教義の調査に名をかりると申しますが、あるいは調査することによつて、宗教の布教に何か干渉——と申しましては言葉が濫當ではございませんが、そういうふなきにしもあるらずと考えられるのであります。この点について、もし御審議の途中において、御解釈をはつきりしていただくことができれば、まことに

ますが、裁判所が職権で、あるいは所  
轄庁、利害関係人もしくは検察官の請  
求によって、解散を命ずることができ  
るようになります。これも第一  
條の本法の目的から申しまして、解散  
をすることの方に比重の多い法律でな  
いことはもちろんわかつております。  
この法案の一貫した精神をもつて見ま  
すと、よくわかるのでありますが、こ  
の利害関係人とございまるのは、いか  
なる範囲、範疇を持つものであるか、  
私どもしろうとは明らかでないので  
あります。事宗教に関する限り、大き  
くいえば、国民の全体は利害関係人で  
あると解釈することもできるのではないか。  
あるいは一教団と一教団とは互  
いに利害関係を生ずる場合があるかも  
わからぬ。どの点までの範囲でこの  
利害関係人というものを解釈すべきで  
あるか、この御解釈を明らかにしてい  
ただくことができるならば、前項につ  
いて述べたと同様の理由でありがたい  
と思うのであります。

ついて周到な留意を払つていただきたい  
おりまることについて感謝しておる次  
第であります。私どももろうとござ  
いまして、法律の言葉の意味がよくわ  
かりませんままに、以上の点につきま  
しての危惧を明らかにしていただきく  
とができるならば、まことにありがた  
いということを申し上げまして、賛成  
の公述を終ります。

○岡(延)委員長代理　ただいまの発言  
中、教義の調査云々ということはきわ  
めて重要な問題でありますから、この  
点のみに限って政府委員より簡潔に答  
弁いたさせます。

○藤原政府委員　ただいま御質問の、  
教義を調査する、あるいは干渉をわた  
るというようなことは絶対にないとい  
うことを、この法案において保障して  
おる次第であります。

○若林委員　ただいま湯浅公述人から  
いろ／＼御希望的の意見があつたので  
あります、われ／＼委員といったしま  
しては、その意を体しまして——議事  
録後刻ごらん願いますならば、当局  
の明快なる答弁を求めておりますか  
ら、御安心を願いたいと思うのであり  
ます。

一点だけ伺つておきたいことは、先  
ほど天理教の白鳥公述人から、念を押  
して承りましたと同じように、あなた  
は新興宗教の立場にあられる方であり  
ますが、この法案がいかにも新興宗教  
を禪庄するものであるごとく新聞で伝  
えられましたが、特に新興宗教側の方  
として、この法案からそういう感じを  
お受けになつたかどうか、またそい  
う目的のために、危惧をする字句はど  
ういうところであるか、もしあればそ  
こを伺つておきたいと思います。

○湯浅公述人 この空気を通じます  
て、拜見いたしましたところでは、そ  
ういうふうには感じられないでござ  
ります。ことに第一條にはつきりして  
ござりますので感じられないのでござ  
りますが、先ほど希望を申し述べま  
す。たまたま立案の御精神  
をくまない向きが起きました場合に、  
あるいはそこからいろいろな難点と申  
しますか、疑点が生じて来ることによ  
つて、取締りではないけれども、いろ  
いろ内政と申しますか、宗教の布教そ  
のものにまでタッチして来る点が起る  
のではないかということを——これは  
私たち前にひとのうち教団と申しまし  
て彈圧された経験がありまして、その  
辺非常に神経過敏になつてゐるのだろう  
うと思いますが、まあ杞憂するわけで  
あります。ほかに何も申し上げること  
はないつもりでございます。第一條によ  
おいてはつきりしておりますので、そ  
の精神をもつて解釈されれば申分ない  
わけであります。ただ先ほどから申  
し上げました、たとえば利害関係人と  
いうことで、だれでもあの宗教は気に  
入らないから解散してくれという請求  
権があるということになりますと、こ  
れは非常に問題で、そういうことにな  
りますと、かえつて信仰の世界に大き  
な混乱を生ずるのではないか。これは  
何も私ども宗教団体のことだけを申し  
上げたわけではありません。一国民  
といったとして、宗教の世界が混乱す  
ることは悲しむべきだと思います。  
以上杞憂的な言葉を述べたにすぎな  
いのであります。

○岩本公達人 私が申し上げようと思ひますことは全般的のことなのであります。すでに今までの公述でも出でてゐる所によると、私はこの法案に賛成であります。かと思ひますが、かまわざに申し上げてみたいと思ひます。そしていろいろ申し述べる所がありますが、結論としては私はこの法案に賛成であります。申し述べてみたいと思ひます。第一の宗教自由、政教分離の問題につきましては、国家という立場から宗教をどう取扱うかという問題を今日考へてみますと、これは当然ボツダム宣言、新憲法の精神による宗教の自由が政教分離ということになるわけであつて、これを碎いて申しますと、宗教信仰といふものは、それが個人的であるべきものではない、宗敎に対する立場であると思ひます。これは言葉をかえて申しますと、宗教に対する無干渉といふことになります。しかしその無干渉においては、國家は権力をもつてその信仰の内容といふものは、それがいか他の社会的な弊害を伴つて來ない限りおいては、國家は権力をもつてこれを干渉しないといふのが、今日の國家の宗教に対する立場であると思ひます。しかしながら宗教に対する無干渉といふことには、何處か他に問題があるのです。それは言葉をかえて申しますと、國家は権力をもつて宗教に対する無干渉といふことを実現するためには、何處か他の立場が必要であるのです。これが何處か他の立場であると思ひます。

涉が行き過ぎますと、これは国家が宗教に対して無関心になる、冷淡になると、その冷淡、無視ということがある。あるいは間違つて混同されていたのではなく、終戦後も無干涉といふこといかという点も感じるのであります。ことに日本のよる、何といいましても、国家が持つ力の大きい国ではその点が大事なのでありますて、その点に留意しないで無干涉の方ばかり強調しますと、精神的理想的のない、無宗教的な国家をつくる憂いがあるよう思つるのであります。これは憲法におきます、あるいはボツダム宣言におきますの信教の自由、政教分離の精神では断じてないのでありますて、わざ／＼宗教の問題を取上げていつておりますのうに、一方には干渉しない立場を国家がとりながら、しかも宗教の意義は認めてこれを育成して行くという、この二つの相反した要請の間を行くべきまして困難な立場に立つてゐるのが、この宗教法人法であると私は見るのであります。その立場から見てみますと、まずこの辺におちつてのではなかろうか、いろ／＼問題はあるとしても、この辺におちつてのではなかろうかといふように私は感じるわけであります。つまりその点を申しますと、法の対象が宗教自体ではなくて宗教団体、つまり形に現われた部分だけに限られておるということ、それから届出に対する認証制——今までの公述者のうちの御意見では、認証制と許可制と誤解しておる方がおありでないかと思ひました

が、許可制ではないのだということをはつきりしておかなければいけないのだと思います。どこまでも認証制、そして国家が直接に認証しない場合は、宗教法人審議会に行くわけがありますが、審議会の権限も十分に制約してありますから、制約してありながら、しかも国家とは別の一般の社会から得られました宗教法人審議会をつくるという点にも、よほど苦心があるよう私には見るのであります。もちろん実験詰めで参りますと、先ほどからも御質問がありましたように、この宗教団体の規定の根本になるべきものとしては、宗教の規定の問題に入つて来ると思いまます。ですが、宗教をどう規定するかということはこれは容易でない問題で、われわれ宗教という現象を研究しておりますが、宗教をどう規定するかということは研究者の間でも、容易に一致しない点であります。しかし大体の目安をつけることはおそらく必要になるだらうと思います。しかしながら、どこまでも形の点だけを制約して、形の点だけを問題にして取上げて、信教の自由には触れないとするこの宗教法人法の建前からするならば、おそらく行き方としては、宗教をどう規定するかということは法の表面には表わさずにおく、宗教団体だけを規定しておくといふ、この辺でむしろいいのではないか。宗教法人審議会ができましたならば、おそらくそこで十分に議論をして、そうしてある意味での内規と申しますか、審議会における了解としての最低線をつくつておく必要が起るのであるうと思います。それはかえつてこの法の表面には出さない方が、信教の自由、政教の分離という線に沿うので

二番目には、日本の宗教事情の特殊性との関連について、私の感じを申し上げてみたいのであります。御承知のようすに、日本の宗教の現状と申しますのは、これは同じ文明国でもキリスト教一色に塗られておる歐米と違いまして、非常に違った性格のものであります。性質の違つた仏教、キリスト教、神道、さまざまの宗教が一緒に肩を並べておりますので、そこにいろ／＼日本だけの問題も起つておられます。その点を頭に置きながらこの法案を見てみて、ちょっと私問題になるかと思いましたのは、これは先ほどもちよつと問題に出でおりましたが、神社・神道との関係なのであります。神社・神道のうちのどういう点が問題になつて来るかと申しますと、私の感じでは、御承知のように神社・神道といふものは、仏教、キリスト教あるいは教派神道と性格的に非常に違う点があるのであります。それは、それら仏教、キリスト教等はある教祖がありまして、人の心を出発点として、心から心へ広まつて行つた宗教でありますから、人間だけがあれば成立する宗教であります。もちろん付属物も教団が発達するに従つて必要になつて來るのであります、絶対不可欠の要素ではない。ところが神社・神道は自然発生の宗教であります。そういうふうに違つた性質があつて、その場所が先行して、そのままわりに信者、崇敬者が集まつて來るという形をとつておるよう思ひます。そういうふうに違つた性質

のものであるということを頭に置きながら、してこの法案を読んでみますと、法案の一一番初めにあります宗教団体が、武拜の施設その他の財産を所有するという、物の言い方をしている点が気になります。何かさつき神体山の例が出ておりましたが、宗教団体が先にあつて、神体山を所有しておるという感じとは少し違うようなり方を神社神道はしておるよう思うのであります。従つてこれを取上げれば問題になる点だと思います。思いますが、もう一度この法案を読み返しまして、この宗教法人法が今形に現われたところだけに特權を與える、あるいは制約して行こうというその法のねらいの点についてこれを考えてみると、その限りではこの文句で一つもさしつかえないと、いうふうに思ひますと、のみならずそれを取上げて二つの異なる性格の宗教を、どういうように今後取扱つて行くかということになると、非常にむずかしい問題になると思ひますから、まず今日のところ、これもこれでいいのではないか、私はそういうふうに思う次第であります。

それからもう一つ、日本の宗教事情の特殊性との関連において、これも先ほどから出ておりました新興宗教の濫立の問題でありますが、すぐれたいい新興宗教も非常にたくさんあるのですが、怪しげな、あるいはなくもがなの社会に害毒を流すかと思われるものも少くないのでありますと、これは日本の社会にとっては今日非常に大きな問題であると思います。がしかし、それはこの宗教法人法の與えられた課題ではないのだと考えておりま

認め得るものであれば、それはすべてお法の範囲で処理して行く、取扱つて行くく、もしもそうした特殊な宗教団体であります。と申しますことは、言葉を書悪があれば、日本の国家が持つておられますほどの法律が発動して、それを制限して行くことになるものであります。と申しますことは、言葉をあり方であるのだろうと私は思うのであります。と申しますことは、言葉をかえて申しますと、國家の宗教政策と、いう観点から見ますならば、この宗教法人法はごく一部分にすぎない、ということです。洗練された宗教的理思想を国民の心に点するという仕事は、この宗教法人法とはまったく別に、大変な問題としてそつくりそのままに残されているというふうに考へるべきであります。先ほどカトリックの公述人の方から、もう少しカトリックの用語がほしいうお話がありましたが、私の感じは実は違なのでありますて、たとえばこの第二條、宗教団体の定義に一と二とありますて、その一に、「礼拜の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」とあります。私がこれはやや異様に感じるのであります。カトリックはもちろんりつばな宗教だと思つておるのであります。ですが、日本におけるカトリックの大さから考えて、わざ／＼ここに修道院をあけなくとも、その他これらに類する団体でもよかつたのではない

か。その次の場合にも、「修道会、司教区」という言葉が出ておりますが、これもわざ／＼あげなくともよかつたのじやないかと思います。あげなくてよいのであります。その他これらに類する団体、というところに入つても、いくらいの、つり合いの問題でありますから、これはかれこれ言う必要はないかと思つております。

こういうような理由で、いろいろ問題はあるとは思いますが、今日の現状に照した場合に、この宗教法人法が発布されることは、非常にいいことではないかと思う次第であります。

○篠森委員 岸本博士に対してはいろいろお尋ねしたいことがあるのですが、委員長は時間はどうお取扱いになりますか、それをお聞きした上で發言いたしたいと思います。

○岡(延)委員長代理 国会法等においては、別に五時を過ぎてもさしつかえないそうですございまして、大体そう長くない程度でひとつ……。

○篠森委員 お断り申し上げたいと思うのですが、途中出たり入つたりして、あるいは前にお示しくだされ、あるいは公述された方のお答えがあつたことと重複することがあつては相済まらないと思いますけれども、その点をお断りしてお尋ねしたいと思います。

ただいまの大体賛成であるという結論からお話しくださいましたことは、公述されましたお言葉の中に、いろいろと言外にこの法律がまだ十分ではないという点も、何かお気づきになつた

ている点があらうかとも、私どもは以心伝心——間違つておるかもわかりませんが、そう感じたので、できるだけこの法律を完璧に近いものにしたいと思ひます。

最初に國家が宗教には干渉すべからず、不干涉主義である、こういうお話をござりますので、これも私ども当然だと思います。いかに國家が人に内在する信仰に干渉しても、彈圧しても、その人の信仰であるならば、その世界には国家の権力は及ぶものではない。からだを縛ろうが、あるいは死刑に処するが、これは一向その人の信仰には関係のないものである、私どもはこう思つております。従いまして、從来彈圧を受け迫害を受け苦難の歴史を経た宗教に私どもは大をなしておるものを見るのでありますから、ある意味において國家がこれを保護し過ぎるというようなことは、新興宗教その他の将来を考える場合に、試練、よい研磨の機会を失わしめるものじやないかと私は思つております。従いまして、従来彈圧を受け迫害を受け苦難の歴史を経た宗教でも、宗教であるならばこれを獎励するということであらうと思ひます。そこで先ほどから宗教は獎励しなければならない。特に國家が無宗教区をつくつてはならない、社会現象としてその民族の中に、國民の中に当然起つて来るりづばな宗教本能をつかうからなるものが獎励さるべきものであるかという点を、もう少しはつきりして

おかなくちやならないと思つたのではあります。なぜならば、宗教に大事なことは、人間以外のものに対する信仰以外に、人間と人間との関係がある。つまり宗教の倫理性を私どもは非常に強調したいのです。宗教には信仰の面と、たとえば神という言葉が当らなければ、仏でも、あるいは大慈悲でもよろしいのでございますが、そのものと人間との関係を通して、人間と人間との正しい関係が出て来るのでなければ、特に文明國の日本がこれから法律をもつて保護しようという宗教の上に、いろいろおもしろからざる結果を来すのはなかろうか。この意味において、後に御発言のありましたように、この宗教を規定することについては、この法律のうち外であるといふお話をございますけれども、少くともこの面において、この法律がそういう一つの態度を明らかにすることが必要ではなかろうか。私どもは宗教の大小であるとか、あるいは新旧であるとかいうことを問わないにしても、宗教の倫理性に対することがここに少しも表われた感じがしない。この宗教の倫理性に対しでは、この法案では当然考え方やならぬ点だと思います。しかししながら、どういう御観察をこの法案に対しが、どうお持ちになつておりますか、お尋ねしたいと思います。

れに對してニユートラルに置いておいた方がいいのではないかという感じを持つておるのであります。と申しますのは、倫理性の高い宗教、洗練された宗教が必要だということはつくづく感じるのであります。これは筆森さんもお話になりましたように、國家の保護だけ上から與えても與えられない。わき上つて来るものでないとほんとうのものにならないよう私は思うのであります。従つてそうしたものが出で来るような苗床は、どこまでもつくつて行くけれども、しかしこちらから無理にひっぱり出さないという態度が、国家としては非常に必要じやないかと。いうように考えますし、またそういうように規定しておくことの方が――國家が宗教をそういう意味でひっぱり上げるということは、いい場合には非常にいいのであります。が、一步ひっくり返して行きますと、戦争中に起りましたのような宗教に対する干渉というような意味にも、裏返せばなるのでありますから、そういう意味でも、私自身の感じでは、この法案に關する限りはニエトトラルの方がいいのではないか、こう思つております。

においては現象としてこの過程を見、それで、その上でこの宗教を許すべきか許すべからざるかといふとの判断になるよう最低線をそこできめたらいいじやないか、こういうこと、これかがなわちこの法案の非常に不備な点でなからうかと私は実は憂えのであります。今のお言葉を返しては、はなはだ議論がましいのであります、そこに非常に危険性を持つのではなかろうか。むしろこの法案ではつきりと最低線を示した方がいいのじやないか。それによつて審議会自体もこれが認証を與うべきか、與うべからざるかというその最低線の基準まで審議会がつくるという権能を持ち、あるいは操作することが、この法の建前としていいかどうか、私はこの法案の取扱い方でそこに大きな欠陥を感じておりますので、しかもその審議会自体の意見がいろいろ変遷して参りますときには、ただいまお述べになりましたような逆の結果を来すという憂いが、この法の建前自体に潜在してはしないか、この点をお尋ねしたいと思います。

できれば非常にいいと思うのであります。おそらくそれは不可能じやないか。大体常識としてみなわかつておるのだと思いますけれども、しかしそれをはつきり法文の形にして置くということになりますと、おそらくこれは容易でないのではないか。われらの学問の世界でも、宗教とは何ぞやといふ問題が、定義だけでも百以上あります。実にむずかしい問題であります。從つてその危険があるということは私認めるでありますけれども、認めながらやはりこれ以上進めないのが現状ではないか。そうして進めないから、それならばこういう法案はなしにしたらしいやないかといふ議論になるかと思いますが、そうすると宗教団体に保護も——法人と——ような性格的な保護も與えることができないということがなりますので、結局突き詰めて行くと、まずこの辺におちつくのではないかというのが私の感じなのであります。

○審査委員 そこでもう一步具体的に

その点を指摘して御意見を伺いたいと

思いますが、この認証を受けようとし

て申請をします場合には、そのものが

社会現象として存在する必要があるか

と思います。それがとつさの場合に、

あるいは社会現象として一般の方があ

まり認識がない場合でも、この宗教法

人法のあるものを備えている、そこで

それが與えられるような危険もありは

しないか。もつと具体的に申しますれば、新興宗教の場合に、ことに宗教活動としてすでにある期間——たとえば

一年とか二年とか三年とか——もの

に、今日ある新興宗教が出て、あすそ

ういう届出をするということであるな

らば、かりにこれが一切の他のもの

を具足しておつても、社会現象としての

存在をわれらはいろいろと疑わなけ

ればならぬ点も出て来る。従いまし

て、最低限度の規定として、社会現象

間にに対するこの法案の取扱い方につい

ての御意見を伺いたいと思います。

○岸本公述人 なるほどこれはまた

私が社会的に公に発足して、一年な

ら一年した後で法人としての申請を許

すとすれば、審議会でもその実績を見

ることができます。が、これ以上はおそらく政府委員の問

題になるだろうと思ひます。

○審査委員 その点は、また私どもの

職掌として論議いたしましたが、その次

にお尋ねしたいことは、もしも審議を

社会に及ぼすような、社会福祉に反す

るようなことがあつたならば、この宗

教法人法以外の法律でこれを規制した

ひとり新興宗教だけではなくして、す

べり新興宗教だけではなくして、す

べり新興宗教だけではなくして

○岸本公述人 これも私よく存しない  
のであります。私の知つてゐる範囲  
で、今こうした法案に関するあり方と  
いたしましては、宗教団体法がくすれ  
まして、終戦後大急ぎにつくつた宗教  
法人令が残つております。少くとも現  
在あの宗教法人令で持つて行くより  
は、この宗教法人法にかえた方がいい  
ということは、私は言えると思うので  
あります。もしこれを延ばすとすれば、  
宗教法人令をどうするか、宗教法  
人令をやめてしまつて、この宗教法人  
法を、二、三年先に見送るかというこ  
となるかと思うのであります。そう  
するとこれは法人がくずれるわけであ  
りますから、清算の問題とか、いろい  
ろたいへんなことになります。どうし  
てもだいままでのものをどう置きか  
えるかというところに、われ／＼が立  
つておるのであります。そういう意味から考  
えて参りますと、これは相当苦心をい  
の法案だけを今発布しようか、やめよ  
うかという問題には立つてないと思  
うのであります。そういう意味から考  
えて参りますと、これは相当苦心をい  
だしておるようになって見受けられま  
すから、これが早急にできた方が、宗  
教法人令にかかるという意味において  
だけでも、非常にいいのではないかと  
思う次第であります。

○若林委員 終りました。

○岡(延)委員長代理 これにて公述人  
の意見開陳及び委員の公述人にに対する  
質疑は全部終了いたしました。  
散会にあたり委員長よりごあいさつ  
申し上げます。本日は貴重なる御意見  
の御開陳を願い、当委員会の法案審査  
の上に多大なる資料を賜わりました。  
その御意見を参考といたし、法案の審  
査に遺憾ながらしむる所存であります。

本日はこれにて散会いたします。次  
会は明二十日午前十時より開会いたし  
ます。 午後五時二十六分散会